0023395000

0023395-000

CG3－411－4

法令

独逸四ケ年計画法令集

日満財政経済研究会

1938

ADD

昭和十三年三月

獨逸四ヶ年計畫法令集

日滿財政經濟研究會

CG3
411
4

43.11.12.

775305

四ヶ年計画官廳規定集錄

共同發行人
陪席判事　フリードリヒ・ベーレン博士
ワルター・コルベ博士
陪席判事　ハンス・マルツロッフ

内容目次

A　一般組織……一一
B　獨逸原料及建築材料の生産……三一
C　原料分配……六七
D　勞働配置……一〇九
E　農業生産（四ヶ年計画に関係する範圍に於て）……一八七
F　價格形成……一八九
G　為替業務……四一九
　附　錄

題言

總統は四ヶ年計畫の發表に依り、ドイツ國民に強力なる課題を課した。この課題たるや、極度の義務履行と責任感情とを國民各自に求むるものなのである。

四ヶ年計畫の目標とそれが個人に望む要求とは日常生活を形成するにつき決定的な力をもつ。計畫の細目を認識し更なる發展を追ひ求めることは、個民各自の意圖に存することであつて、かゝる國民こそ己が使命を認識し了得して、そこから盛り上る力を引出さんと意欲する。

さり乍ら、四ヶ年計畫の遂行は、目指す目標の線に沿つて夥々たる協働と秩序付けと再編成とふ全く特種なる要求を民族共同体内の特定部門に向つて打ち樹てる。それ故に、右計畫の秩序と方法とは全体經濟の中でも産業經濟に含まるゝ部分に対してとりわけ妥當するわけである。産業經濟の組織といふ組織、經營担當者の一人一人、その協働幕下の人々は、全く歯車の一齒として実行に協力する義務あり且つそれを要求されてゐる。

本集錄は四ヶ年計畫の組織と補完規定とを計畫的に編纂して実際労働の經驗から註釋を施しつゝ、人をして己が使命樹立へと誘導し、且つその協働を輕か

らしめんと図るにある。

學問的註釋が問題たるには非ずして、本集録の意とするところは、利用者をして四ヶ年計画の実行に當り各個の場合に於ける己が使命を一目瞭然たらしめんとするにある。それは人をして各個の組織及び現定の編纂の辛労を省き、註に於ては已が使命の特種性を顧慮せしめるにある。

『皇金禹経督官の命令集――公布月日順次』なる集録の購讀者の多数から四ヶ年計画の命令と官廳告諭とを上記の集録と同形式で発行するやうにとの勧請があつたので、実務便覧として、無綴頁の儘で一括することにしたが　それは命令及告諭の追加による補充の便に供さんが為である。四ヶ年計畫全權本部の業務にまわて作つた各個の業種は、色付きの挟み紙で容易に區別出来るやうにしてある。公刊物がもつと多くなつても仕事が規則的になれば發行者は補綴事務が容易になるわけだ。現在のところ、手数料は三二頁當り三ライヒスマルク（予約）――送料を含む。

以下の文書は友情ある協働により成つたもので、それに対してすべての協働者に茲に感謝を捧げ度い

ベルリン　一九三六年　十二月　發行者　年月日概観

法律命令その他の名稱

發布の月日

一九三六年

九月　九日　黨名誉大会に於けるフユーラーの宣言

十月十八日　四ヶ年計画施行令（公報一、八八七頁）

二十二日　四ヶ年計画施行に関する第一次發令

二十九日　四ヶ年計画実施法―價格形成官の任命（公報一、九二七頁以下）

十一月　五日　四ヶ年計画第二次施行令（公報一、九三六頁）

七日　専門労働者養成の確保に関する四ヶ年計画第一次施行令（公報二六二号一九三六年十一月九日）

七日　金属労働者及建築専門労働者の職業復帰に関する四ヶ年計画第三次施行令（公報二六二号一九三六年十一月九日）

七日　國家政策及経済政策上重要なる建築計画使用労働者及建築材料需要安定に関する四ヶ年計畫第四次施行令（公法二六二号一九三六年十一月九日）

七日　老年サラリーマンの産癆に関する四ヶ年計画第五次施行令（公報二六二号一九三六年十一月九日）

七日　金属労働者及建築専門労働者の募集もしくは仲介の為の標語掲示禁止ニ関する四ヶ年計画第六次施行令（公報二六二号一九三六年十一月九日）

二十五日　獣獣、野鳥、家禽の小売に於ける價格目録及價格看板に関する命令（公報一、一〇〇、七頁）

二十五日　獣獣及野鳥の最高價格に関する命令（公報一、一〇〇、八頁）

二十六日　四ヶ年計画実施法ーライヒ價格形成官の任命ーの為の過渡的命令（公報一、九五五頁）

二十六日　値上禁止に関する命令（公報一、九五五頁）

三十日　値上禁止に関する命令第一次施行令（公報一、九五六頁）

十二月一日　経済サボタージュ禁止法（公報一、九九九頁）

一日　土地埋蔵物開発法（公報一、九九九頁）

三日　ラインランド及ウエストファリア向販売を目的とする西部ヴエザベラ産及南部ドイツ産針葉樹の市場統制に関する命令（公報二八五号、一九三六年十二月七日）

三日　ラインランド及ウエストファリアに於る針葉樹の商業販売の市場統制に関する命令（公報二八五号一九三六年十二月七日）

三日　北部地方輸入針葉樹及それより生産したる削板の為の市場統制に関する命令（公報二八五号一九三六年十二月七日）

七日　原料材木需要の強力充足命令（公報一、一〇一一頁）

十二日　ライヒ價格形成官の任務と権能の認識に関する第一次指令（公報二九一号一九三六年十二月十四日）

十五日　木材繊維の強化命令（公報一、一〇一八頁）

二十二日　労務関係の不法解決禁止に関する四ヶ年計畫第七次施行令（公報二九九号一九三六年十二月二十三日）

二十三日　貴金属及非金属生産物に於ける價格形成に関するライヒ價格形成官の指令

二十六日　紙屑及古紙の最高價格に関する命令（公報一、一一五〇頁）

一月二十八日　貴金属もしくは卑金属にして私有にかゝる貯蔵品の取得に関する四ヶ年計画第八次施行令（公報二一号一九三七年一月二十七日）

二十七日　木材繊維強化第二次令令（公報二三号一九三七年一月二十九日）

二月　八日　石炭、石炭コークス、及石岩褐炭の價格形成に関するラインウエストファリア石炭シンヂケート宛てライヒ價格形格官の書簡

九日　一九三七年二月八日付貴金属監督官告示第九Ⅱ私人の退蔵する貴金属及卑金属の取得に関する四ヶ年計画第八次施行令註解

十日　若干地方への圓材販賣禁止に関する令令（公報一、一八九頁）

十日　若干地方への圓材販賣禁止に関する令令施行令（公報一、一九〇頁）

十八日　自動車及全部分另附属品の取引に於る消費者價格及取引差の統制に関する令令（公報一　二四三頁以下）

の指導者の指令

二十七日　ライヒ價格形成官の任務と権限の認識に関する第二次指令（官報五〇号一九三七年五月二日）

三月　一日　外國品を原料とする化学製品の價格形成に関するライヒ價格形成官の指令

十日　の生産に関する四ヶ年計画第九実施令（官報五八号一九三七年五月十一日

十日　楢家及仕事場並に農業労働者手工業者の持家建築の速進令令（公報一、二九二頁以下）

十日　剥皮柳及未剥皮柳の價格決定に関する令令（公報一、二九五頁以下）

十一日　内燃機関用塗油の為の最高價格決定に関する令令（官報五九号一九三七年三月十二日）

十二日　紡績原料より製したる商品の價格に関する價格形成官の教書六五／三七号（官報六〇号一九三七年三月十三日）

二十三日　四ヶ年計画全権の概（公報一、三七五頁）

二十三日　窒素肥料及カリ肥料の値下げに関する命令（公報一、三七六頁）

二十三日　窒素肥料及カリ肥料の値下げ命令経過指令

二十三日　馬鈴薯の生産價格に関する命令（公報一、三七七頁）

二十三日　一九三七年／三八経済年度に於る穀價統制命令（公報一、三八〇頁）

二十四日　えぞ松（樅）製紙用木材の價格形成に関する命令（官報　七四号一九三七年四月二日）

二十五日　食糧に対する價格決定に違背したる場合に於ける民事罰に関する第五事命令（公報一、四二八頁）

二十五日　馬鈴薯生産價格に関する命令第一施行令（公報一、四二八頁）

二十七日　貯蔵ガスの消費指導に関する四ヶ年計画第十次施行令（官報七一号一九三七年三月三十日）

四月　三日　建物取毀しに関する命令（公報一、四四〇頁）

七日　シユレスヰヒホルスタインに於る土地耕作企業実施令（公

報一、四四〇頁）

十三日　鶏卵及鴨卵の最高消費價格に関する命令（公報一、四五二頁）

十七日　自動車及同部分品附属品の取引に於ける消費價格及取引差の統制に関する第二次命令（公報一、四六六頁）

二十九日　ドイツ関税率一五四号の家兎及野兎皮の最高許可價格に関する命令（公報一、五五六頁）

二十九日　皮革経済部門に於る價格及代價形成に関する命令

二十九日　皮革経済部門に於る價格及代價形成命令第一施行令（皮革價格令）（官報一〇一号一九三七年五月五日）

二十九日　皮革経済部門に於ける價格皮代價形成に関する命令第二施行令（皮革價格令）（官報一〇一号一九三七年五月五日）

三十日　木材繊維強化第三次命令（官報一〇二号一九三七年五月七日）

三十日　「外國貿易」に関するライヒ價格形成官の発令

五月　三日　樫上禁止令第二次施行令（公報一、五七六頁）

四日　一九三七森林経済年度の為のえぞ松（樅）及赤山　欅幹材の價

格形成に関する命令（官報一〇六号一九三七年五月十二日）

四日　一九三七森林経済年度の為の松幹材の價格形成に関する命令（官報一〇六号一九三七年五月十二日）

二十三日　窒素肥料及カリ肥料の値下命令第一施行令

二十四日　窒素肥料及カリ肥料の値下命令第二施行令

二十六日　窒素及含窒肥料に於る遡及的値下の為の整理局の告示

二十九日　輸出木材の為の例外認許

三十一日　ゴム完成製品の價格

三十一日　自動車空気タイヤーの價格

六月十五日　卑非鉄金属より生産したる食器及工藝製品の價格

十五日　一九三五年六月十五日付遠洋漁業用飛行機の為の労働力雇傭に関する指令を廃棄すべき指令

十六日　窒素及含窒肥料に於る遡及的値下の為の整理局告示

二十六日　木材繊維強化第四次命令

A

一般——組織

A　一般――組織

總統のニユルンベルグ宣言

一九三六年九月九日

四ヶ年計画関係官は一九三六年九月九日の總統のニユルンベルグ宣言に基いて曰ふ。

ドイツ経済は、あらゆる健全なる國民経済がそうであるやうに、先づ第一に我が國民の経済的保持の獨自の可能性を可及的利用し、第二に自らに健全獨自の経済を以て世界経済に寄與せんとする努力を有する。

國民社會主義國家は如何なる場合にも人口製限を企てんと欲せず、國民の自然的生産力を高めんと欲するが故に、我々は此の發展の成果を未来に渉つて勘考熟慮しなくてはならぬ。土地收獲の根本的増加は不可能だし、近き將来に於ける輸出の大々的増加も殆んど不可能である。それ故、どんな必要の原料、燃料等をドイツ自身で生産することが出来るかを嚴密に調査することは國民社会

主義國家及經濟の課題である。

それに依つて節約された外國為替は、未來に於る補給の確保を増加するものとして役立ち、我國に於ては如何にしても生産されない諸原料の購買に役立たなくてはならぬ。されは、余は次のことを今日新しい四ヶ年計画として掲げる。四年間にドイツはドイツの能力に依り、ドイツの化学及機械工業に依り、並にドイツの鉱業に依りどうにかして生産され得る限りの一切の原料に就いて、外國から完全に独立しなくてはならぬ。

この偉大なるドイツ原料工業の再建は、建設の終了後解除される労働大衆を國民経済的に有効に雇傭することゝならう。それに依つて、我々は國民的生産を多くの部門に渉つて新に増加することが出来へそれも我が國民経済内部の循環に於てである）かくして我が輸出から得る資金を先づ第一に、我國にとつて不足なる原料即ち食料品の供給の為に残して置けるであらう

右の強力なるドイツ経済計画の実施に必要なる指令を本官は茲に発布する。之が実現には先づ、國民社会主義のエネルギーと活動力とを以てせねばならないであらう。一方これとは別にドイツは植民地要求の解決をも断念することは

出来ぬ。獨逸國民の生存権は、正しく他の諸國民の生存権と同様に重大なのである。

（宣言の全文は『フオルキツシエ・ベオバハター』二四五号一九三六年九月十日附に発表してある）

四ヶ年計画施行令　一九三六年十月十八日（公報一、八八七頁）

党名誉大会に余の発表したる四ヶ年計画の実現の為には、ドイツ國民の一切の力を統一的に指導し、党及國家に於る一切の之に関する諸権限を確りと集結せねばならぬ。

四ヶ年計画の実施を余は首相ゲーリング元帥に委ねる

、首相ゲーリング元帥は、与へられたる使命、の遂行に必要なる手段を講じ、その限り法令及一般行政規定発布の権能を有する。彼はライヒ最高官廳を含む一切の官廳及び党の諸組織並に之に加入せる諸組合の一切の労務官の意見を徴し、且つ之に指令を与へる権能を有する。

ベルヒテスガーデン　一九三六年十月十八日

総統兼ライヒ大宰相　アドルフ・ヒトラー

四ヶ年計画全権首相ゲーリング元師の『四ヶ年計画施行に関する第一次命令』一九三六年十月二十二日

命令は四ヶ年計画全権首相ゲーリング元師の行はんと欲する組織原則を告げてゐる。設けられたる使命の大きさと意義から見れば　全く新なる行政機関を設置することが至急必要ともみられたそれに就いては故意に省略する。その代り今日迄既に権限を有する労務官は、依然として広汎に干与せしめられる。その責任は無制限に存續する。新しい官吏は唯、絶対必要な程度に於てのみ設置される。

建設工作に必要な機関は次の命令に依る

一　審議

二、六個の業務別部門

この概略的にして明瞭簡単な組織を以て四ヶ年計画全権は仕事に扶はる。

『第一次発令』は四ヶ年計画全権がその官廳に与へたる内部の服務指令であ

る。全権は各個の服務官の任命と構成とを統率する。それ故、茲では包括的発

令の全文を再録することは省く組織の了解にとり重大ならず、概観し難き細目は省く。各節の章節は総括する。

第一章に曰く

「総統は党名誉大会に告示したる新らしき四ヶ年計画の実行を本官に委託した。本官はその都度の一切の障害と困難を意とせず、任務を遂行するであらう。本官が総統に計画の全体的成功の責を負ふが如く、本官が協働を願ふ人々も各人に属する仕事に於いて本官に対し責を有する。唯々関係者全員の真摯なる義務履行と欣然たる協働によりてのみ、所期の目的は達成されるであらう。本官に課せられた使命の遂行は、無限の責任を負ふ。有能なる服務官を可及的に吸引することによりて行はれる。新しい官吏は是非とも必要な場合に限り設置する。四ヶ年計画に参与せる一切の人々及組織にして、党及国家に属するものは、本官の指揮に従ふ。本官の権限を行使するには『首相ゲーリング元帥ー四ヶ年計画全権』なる官称を以てする?」

命令第二章に於て首相ゲーリング元帥の規定する所は、とらるべき原則的決定に対し閣議に列したる関係各省大臣の協働を利用するといふことである。前

長及ライヒ官房長官ラムマース博士及ケツプラー博士の2は、ドイツ原料及工作材料の構成の為の専門長官として、閣議に属するであらう。右の会議には更に、一切の経常業務に於る首相代理たる書記官長ケルナーヨ及四ヶ年計画の各業務別指導官が参加する。

命令第三章には、首相ゲーリング元帥が己れに委託されたる任務を遂行する為の

組織

が規定されてある。これに関する細目規定に曰く、

一、四ヶ年計画に関する一切の経常業務に於て本官は書記官長ケルナーを代理とす。書記官長の私秘書は省参事官モロトケである。

二、業務は次の部門に配列される

イ、ドイツ原料及建築材料生産

ロ、原料配給

ハ、労働配置

ニ、農業生産(四ヶ年計画と関係する限り)

5、價格形成

6、外國為替業務

印刷事務は印刷局長官として遞信大臣グリッパッハ博士が統一的に全業務部門を取扱ふ。

三、『ドイツ原料及工作材料生産』部門の業務が取扱ふ所左の如し

(1a) ドイツ原料及建築材料局

その義務

一、ドイツ工業原料の生産増加

二、ドイツ建築材料の生産の立案及実行

但し b に掲ぐるものを除く。工場の立地選擇に当りてはライヒ土地整理局[5]もまた関与する。

三、上記の任務に必要なる研究任務の促進

四、鉱油経済、但し、輸入原料並にその他四ヶ年計画外にて完成されたる原料を除く

長官は参謀本部附陸軍中佐レープ[6]である。

建設計画の財政問題は、ライヒ財政大臣及ライヒ経済大臣との聯絡によりて取扱はるべきである

(1b) ケプラー工学博士

その義務

1、工業油脂の生産の立案及実施。

なほ、ケプラー博士は今日迄首相の包括的な委任に依り全権を委託されてゐたが、ドイツ原料及工作材料の構成問題に対し、個人的な忠告者として首相ゲーリング元帥に召致され且つ特に重大なる委任として特殊任務を与へられ、ドイツ國土の地質学的研究のプランを新に樹てさを最も実行的に促進することゝなった。

建設計画の財政問題は同様にライヒ大蔵大臣及ライヒ経済大臣との聯絡により取扱ふ。

2、原料配給は原料配給全権としてバーデン首相ケーラー[7]が、ライヒ経済大臣及ライヒ為替局の聯絡により取扱ふ。（バーデンに於けるその任務は依然存續）

首相ケーラーは緊要性を顧慮しつゝ、各種需要に対する原料の専門的配給に対し、且つ監督官のそれに対応する活動に対し本官に責を負ふ。彼は、本官の委託に於て権能ある職務、即ち本官が外國原料の供給に対し特種事務の実行と共に組織したる官吏と聯絡して、外國原料の輸入に関する問題を取扱ふ。

3、局長マンフエルト博士の下は、労働配置全権として、ライヒ労働省並に大臣ジルプ博士と聯絡しつゝ、労働配置を取扱ふ。（両人はライヒ労働省即ちライヒスアンスタルトに於けるその任務は依然存続す）

4、四ヶ年計画と関係ある農業生産を局長バツケ（ライヒ食糧省に於るその任務は依然存續）が取扱ふ（ライヒ

5、價格形成を州知事兼縣知事ヨゼフ・ワグナー（ブレスラウ）が、発令さるべき法律に準じて取扱ふ。（在来の勤務は依然存續）

6、為替業務を扱ふものは、局長枢密顧問官ノイマン（ベルリン）である。彼は、更に一般的な種類の所属業務を取扱い、各個部門間の結合の維持を配慮し、法律及命令の発布に当り援助する省参事官グラムミユは彼

に従属す。

発令の最後の章は各個業別間の協働を規制する。

註釋

一、SS部門指導官ハンス・ハインリヒ・ラムマース法学博士は一八七九年五月二十七日ライプチツヒの産。聯隊附大尉として参戦。法律学研究修了後、二つの國家試驗を了へ、先づ地方裁判所判事となり、一九二二年ライヒ内閣に省参事官長に任命。現在ドイツ法律学士院會員。

二、SS部門指導官ヴイルヘルム、ケプラー工学博士は一八八二年十二月十四日ハイデルベルヒの産。カルルスルーエ及ダンチヒ高等工業学校にて機械学習得。其後、化学工業の技師及各種工場の経営に指導官として活躍。一九二七年十千人党に参加。一九三三年七月にはライヒ官房の経済問題に関する総統の全権に任命。同時に党の全経済政策的組織を司どる

三、SS部門指導官パウル・ケルナーはプロシヤ枢密院顧問官一八九三年十月二日ピルナの産。一九一四年以来一九一八年に至り、陸軍砲兵として戦争に

参加。戦後、法律を学び産業に於ては指導的地位
を占む。部門指導官ケルナーは、一九二六年以来ナチス党員たり。一九三三
年二月首相ゲーリング元帥の私秘書たり。一九三三年四月プロシヤ聯邦内閣
の局長に任命。部門指導官ケルナーは聯隊附航空大尉。
四、在来の原料局及為替局は首相ゲーリングの下にあり。一九三六年十月二十
二日改組して『ドイツ原料及工作材料局』となる
郵便宛名　ベルリン西八　ベーレン街六八ー七〇
電　話　A二　フロラ　〇〇四八　一九三七年四月一日以降一二〇〇四
八
（官報二四九号一九三六年十月二十四日中の一九三六年十月二十二日付告
示参照）
五、一九三五年五月二十九日付官廳の土地需要統制に関する法律に依り（公報
一、四六八頁）『官廳による土地需要統制の為の局』設立。ライヒ官房に直
属。一九三五年七月二十六日付土地秩序局に関する第一次命令（公報一、七
九三頁）に依り『土地整理局』の称号を得、その任務はライヒ領全体に対し
ドイツの土地の包括的立案及び統制にあり
六、陸軍中佐レープは、現在四十一才。一九一三年実地勤務に就き、一九一八
年迄世界戦争には西部戦線に参加。一九二六年より一九三〇年迄ライヒ国防
省部隊局に勤務。その後、聯隊附中隊長たり。一九三三年より一九三四年迄
参謀本部武官たり。一九三四年ライヒ航空省調達局長官となり、本質的にド
イツ統空工業の建設に参劃。
七、首相ワルターケーラーは、一八九七年十月三十日ワインハイムの産。一九
一四年志願兵として参戦。一九一六年英軍捕虜となる。戦後青年運動と国防
国に政治的に活躍。一九二五年ナチス党入籍。国未、頭職に就任。一九三三
年以降、バーデン首相たり、同時に、バーデン大蔵兼経済大臣
八、ウエルナー・マンスフエルト法学博士は一八九三年十二月十二日ウクラ（
ハノヴア地方）の産。参戦。三度び負傷。義勇兵たり。二つの法律国家試験
終了後、最初司法部勤務。次いで一九二四年以来、裁判官として、後また弁
護士兼任にてエッセンに活躍。一九三〇年以来、ミュンスターに於る法律学
講師たり。一九三三年五月十日ライヒ労働省にて局長となる。茲にて社會政

策局の長官たり。労働法、賃銀政策、労働保護を取扱ふ

九、 枢密参事官フリードリヒ・ジルプ法学博士は、一八八一年十月九日リユヒヨーの産。最初、機械学習得。工学士技師の試験をうく。その後、法律学及国家学の学習をなし、二つの国家試験終了後、職業的司法官補として国務に従事。一九二〇年ライヒスアンスタルトの長官として労働仲介及失業保険に扶はる。ルール戦争に於て占領地域に於て消極的及抗たる社会政策的施設を指導——一九三二年ライヒ勤労奉仕官となる。一九三三年よりライヒス・アンシユタルトの長官に再任。労働仲介及失業保険に扶はる。

十 大学卒業農学士 ヘルベート・ベッケは、一八九六年五月一日ベートム（コーカサス）の産。戦争にて口シアの捕虜となる。後 ゲッチンゲンに学び一九二三年SAに入り、ライヒ食糧大臣R・ワルター・ダレの緊要の協力者となる。一九三三年十月ライヒ食糧農業大省の局長に任命

土 プロシヤ、枢密顧問官ヨゼフ・ワグナーは一八九九年一月十二日アルグリンゲン（ヘロートリンゲン）の産。十七才にして志願兵となり、重傷を負ひてフランスの捕虜となる。五度び逃亡を企てドイツに帰る。後、教師となるも

国民社会主義運動の為、国務被免。一九三二年以来、ルール領にてナチス党に入りて戦ひ、指導的地位に就く。今日、南ウエストフアリア及シユレジアの州知事たり。

十三、 局長ノイマンは、プロシヤ枢密顧問官にして四十四才、参戦す。二つの法律国家試験を終へてプロシヤ行政事務に参劃。一九二八年プロシヤ商工省の参事官となる。一九三三年以来、プロシヤ聯隊内局の局長たり。

四ヶ年計画第二次施行令

（公報一、一九三六年十一月五日（公報一、八八七頁）總統の四ヶ年計画施行令に依り、次の如く定む。

第一節。余の四ヶ年計画施行令にして公表の必要あるものは、ライヒ法典及プロシヤ聯邦官報にを公示す。

第二節。(一)右の指令にある命令及禁令に違背する者は、禁錮又罰金（罰金は最高額の定なし）もしくはその一方の刑に処す。

(二)一九三六年十月二十九日付（公報一、九二七頁）四ヶ年計畫施行法一ライヒ價格形成官任命一第四條は関する所なし

第三節。第一節に従ひ公示したる指令により生じたる損害に就いては賠償を認めず

首相　ゲーリング

四ヶ年計画全権

シュレスヰヒ＝ホルシュタインに於る土地耕作任務施行令

一九三七年四月七日（公報一、四五五頁）

一九三六年十月十八日付（公報一、八八七頁）四ヶ年計画施行令に依り次の如く定む。

第一條　シュレスヰヒ＝ホルシュタインに於る土地耕作方法及土地配分の実施の為、州知事は水利組合及耕地組合の任務を各組合に分配しもしくは一組合に統合することを得。右の場合、州知事は組合員を特定場所に差向け、或はこれを脱退せしめ、また組合を解散せしむることを得

第二條　州知事はシュレスヰヒ＝ホルスタインの土地配分処置にしてその実行継続を不必要とするものに就ては一九三六年六月二十六日付（公報一、五一八頁）配分法に規定せる土地交付を直に行ふことを命じ得る。

第三條　第一條及第二條の施行規定をライヒ及プロシヤ食糧農業大臣は、シュレスヰヒ＝ホルシュタイン地方の州知事の勧議に基き発布す

ベルリン　一九三七年四月七日

四ヶ年計画全権
ゲーリング
首相

B. ドイツ原料及建築材料生産

地下埋藏物の開發に關する法律

一九三六年十二月一日附
（公報第一卷第九九九頁）

政府は左の法律を制定しこれを公布す。

第一條

(一) 鑛業權者は鑛山官廳のより詳細なる指令に從ひ產出物の探査並に獲得に適當せる作業を開始し繼續し若くは再開する義務を有す。かかる指令は地方鑛業規則若くは地區の鑛山開發に關する協定中に豫見せられず又はただ若干の前の下において若くは他の樣式において豫見せられたる場合にも亦發布することを得。一九三三年十二月十八日附加里經濟法第二十八條第三項乃至第五項（公法第二卷第一〇二七頁）は變更さるることなし。

(二) 鑛業權者とは鑛山警察の監督下にありて鑛物・類似の原料・岩石及土壤の探査若くは獲得を爲す權能を有するものを謂ふ。

(三) 本法に鑛山官廳と稱するは国及び地方の中級並に最高の鑛山官廳なり。

第二條

鑛業權者は第一條により指令せられたる經營を發令せる鑛山官廳の許可を得たる場合にのみ全部若くは一部を廢止若くは休止することを得。該許可は隨時これを取消し得るものとす。

第三條

(一) 經營にして鑛山官廳により定められたる期間内に當該官廳により指定せられたる範圍において開始若くは繼續されざる場合は期間の滿了と共に次の如く處理せらる

(イ) 準據すべき鑛業法規則中に鑛業權の剥奪（廢業）による手續規定の豫見せられた場合該手續は開始さる。

(ロ) 採掘許可若くは國家留保に基く採掘契約はその全適用範圍において消滅す。土地所有者の處分權に屬する產出物の探査若くは獲得に關する契約につき亦同じ。

(ハ) 鑛山官廳にして別段の定めをなさざる場合從來權利者に屬するかぎりその他の鑛業權は中止す。

(二) 第一項の諸前提にして充足されたるや否や及び規定せられし法律効果に

して発生したるや否やに関しては法律上訴訟による場合を除き鑛山官廳これを決定す。

(三) これによりて土地台帳に記入せる権利にして消滅する場合、消滅に必要なる権利者の同意は権利消滅に関する鑛山官廳の公式證明を以て代ふることを得。また鑛山官廳は権利の消滅に関し土地登記局に依頼することを得。

第四條

第三條第一項の場合において鑛山官廳はすべての指令を即時實施することを得、且つ警察的諸理由により又は鑛業権の現律的利用のため必要なる場合、從来の鑛業権者の費用においてこれを實施することを得。

第五條

本法の施行及び補完並に地方鑛業法規則の同化及び統一化のため國經濟相は法令並に一般行政規則を公布することを得。これら諸規則にして他の國務大臣の所管範圍に觸るるかぎりそれとの協調を保ちて発布せらる。

ベルリン、一九三六年十二月一日

總統兼宰相

アドルフ ヒットラー

國經濟相代理

ポッセ

註 (一) 本法は地下埋藏物の國内産出物に對する強烈なる採求に法的基礎を與ふるものであり、それは宰相ゲーリングによつて一九三六年十月二十八日シュポルトパラストにおけるその綱領的演説において布告せられたのである。細目の実施は、必要なる勞働の開始、継續若くは再開に要する諸指令を発すべき鑛山官廳の手中に委ねられてゐる。鑛山官廳はこれに對して廣汎なる権能を賦與せられてゐる。

就中注意すべきは、第四條により即ち鑛業権者が鑛山官廳の指令に服しない場合には、必要とあれば從来の鑛業権者の費用において権利の規律的利用のためあらゆる権限を賦與したことである。

第五條は國經濟相に對し、前與の場合に應じて當該主務大臣と協調しつゝ本法の実施上必要なる一般的法規及び行政規則を発布しうる権限を賦與してゐる。

木材原料需要の補充強化に関する命令

一九三六年十二月七日附
（公報第一巻第一〇一一頁）

森林產原料獲得を強化する目的を以て一九三六年十月十八日附四ヶ年計画実施に関する命令（公報第一巻第八八七頁）に基き次の如く命ず

第一條

國營林長官は所有形式の如何を問はず各森林地における年々の樹苗床数を規整する權限を賦與さる。また地域的に若くは個々の經營において定められたる樹苗床を充たすべき樹種及び類を定むることを得

第二條

國營林長官は第一條に基きて發布したる指令の実施をその定めたる官職をして監督せしむることを得　長官により委托せられたる官職は經營より證據を徴し且つ実地視察を行ふ權利を有するものとす。

第三條

(一)　本令の規則及びその実施のため發せらるる指令に對する違反行爲は國營林長官の求刑により最高十萬ライヒスマルクの罰金刑を以て處罰せられ指定せられたる樹苗床は必要なる場合には森林所有者の費用において第三者及びその他の必要なる措置によりて警察的強制の適用の下に実施せらるることを得。

(二)　國營林長官はその發布せる指令に對するより軽微なる違反に對しては最高一千ライヒスマルクの民事罰を課することを得。

第四條

本令は公布後三日にして効力を發す。

ベルリン、一九三六年十二月七日

四ヶ年計画全権　宰相
ゲーリング

註　四ヶ年計画の実施に際し可能なる限り外國の原料から吾人を解放するため、愈々益々国内に存する原料の獲得に立ち戻ることは自明である。極めて重要なるまた廣く利用さるる工作材料は木材であり、吾人は国内産額以上に着く多量の木材を輸入し来つたのである。

しかしながら木材の無統制なる樹苗床、したがつてまたドイツ森林の濫作を防遏するために年々の樹苗床が計画的に指導される。かくて国営林長官は年々の樹苗床数を規整し且つ樹苗床を充たすべき特定の種若くは類を決定すべき権限を附與されてゐる。國營林長官は既にこの権限を行使した。その発布した諸指令は頁B6以下に記すところである。

上揭命令の第二條において監督の実行可能性に関する規定、第三條において罰則が它合されてゐる。指令せられた樹苗床を怠慢なる森林所有者の費用において植栽し、旦すべての必要なる措置を警察的強制の下に保證すべき可能性はこの場合特に有意義である。

樹苗植栽強化に関する命令

一九三六年十二月十五日附

（公報第一巻第一〇一八頁）

一九三六年十二月七日附木材原料需要の補充強化に関する命令（公報第一巻第一〇一一頁）第一條に基き次の如く命ず。

第一條

一九三六年九月三十日に至る期間各所有様式の森林地において伐採物の一五〇パーセントを植栽するを要す。経営体の準據すべき伐採物存せざる森林地においては最近十年間に植栽せられたる樹量の年平均の一五〇パーセントを植栽するを要す。

第二條

五〇ヘクタール以下を所有する森林所有者は第一條の適用を受くることなし

第三條

地方營林行政廳は一般に若くは申請によりて第一條の規定につきその除外例

を認むることを得。同廳は本令の權限の全部若くは一部をその監督下にある上級營林官廳に委託する權限を賦與せうる。

第四條

本令の實施は第三條に揭げられたる官廳の行ふところにして私有森林地に對してはこれに加ふるに國食糧團營林部の助力を用ふるものとす。

第五條

違反行爲は一九三六年十二月七日附木材原料需要の補充強化に關する命令（公報第一卷第一〇一一頁）第三條にしたがひて處罰せらる。

ベルリン、一九三六年十二月十五日

國營林長官

ゲーリング

樹苗植栽強化に關する第二次命令

一九三七年一月二十七日附

（官報一九三七年一月二十九日附第二十三號）

一九三六年十二月七日附木材原料需要の補充強化に關する命令第一條乃至第三條に基き次の如く命ず。

第一條

(一) 五〇ヘクタール若くはそれ以上の各森林所有者は樹苗植栽申告を發する義務を負ふ。

(二) 樹苗植栽申告は左記事項を包括するを要す。

(イ) 一九三六年十二月十五日附樹苗植栽強化に關する第一次命令（公報第一卷第一〇一八頁）により規定せられたる五〇パーセントの增植を顧慮せる樹苗床豫定の由來する根據

(ロ) 一九三七年森林經濟年度において植栽すべく企圖せる樹量に關する森林所有者の說明

(ハ) 企圖せられたる植栽が樹苗床豫定以下なる場合除外例認可の許與に對する申請。該申請は立證さるるを要す。

(三) 樹苗植栽申告は一九三七年二月二十日までに後掲雛型に從ひ審査を委託せられたる官署（審査局）に提出するを要せず。

第二條　審査局

(一) 本令に審査局と稱するは

(イ) 市町村その他公法團體の森林地、共有森林地並に州法の規定により既に聯邦の營林監督の下に立てる私有森林地に對しては、聯邦營林官廳

(ロ) 從來聯邦の營林監督の下に立たざる私有森林地に對しては、國食糧團營林部

(二) 國營林長官は地域的に聯邦營林官廳に代ふるに國食糧團營林部を以てし又は國食糧團營林部に代ふるに聯邦營林官廳を以てするやう命ずることを得。

(三) 第一項イ及第二項により聯邦營林官廳にして審査局たる限り當該官署を規定するは地方營林行政廳にして、第一項ロ及第二項により國食糧團營林部に

して審査局たる限り國食糧團これを規定す

第三條　審査局の任務

(一) 審査局は特に樹苗植栽申告の到達を監督し旦つ樹苗床豫定の由來する根據と企圖せられたる樹苗床に對する森林所有者の申立とを審査す。

(二) 伐採物の確定にして困難に當面し又は最近十年間の平均により算定せられたる伐採物にして森林の實情に對應せざること明かなる場合審査局は樹苗床豫定を鑑定し査定することを得。

(三) 森林所有者により企圖せられたる樹苗床にして一九三六年十二月十五日附命令第一條に該當するとの審査ありたる場合審査局はこれを森林所有者に證明す。爾餘一切の場合特に一九三六年十二月十五日附命令第三條により除外例の許可につき申請ありたる場合審査局はその決定意見を添付の上樹苗植栽申告を上級營林監督官廳に提出するを要す。

第四條　上級營林監督官廳

(一) 本令に上級營林監督官廳とプロイセンにありては地方營林長官と稱するものは

バイエルンにありては政府営林官
爾餘の各地方にありては地方営林行政廳なりとす。
(二) 上級営林監督官廳は第二條第一項イの場合にありては同時に審査局たる
ことを得。

第五條　上級営林監督官廳の任務

(一) 上級営林監督官廳は一九三六年十二月十五日附命令実施のために必要と
せらるる一般的指示並に特殊的命令を審査局に授く
(二) 上級営林監督官廳は除外例許可（第三條第三項）の申請につき決定を下
し且樹種若くは類を分つことなく總額立方米において伐採物を確定す。
(三) 上級営林監督官廳は審査局により爲されたる樹苗床豫定の査定（第三條
第二項）に関して提起せられたる森林所有者の異議に對し第六條第二項により
決定を下す。

第六條　異議

(一) 審査局による樹苗床豫定の査定に對する異議は十四日以内において上級
営林監督官廳の許に受理せらる。

(二) 異議につき決定を下すは
(イ) 上級営林監督官廳にして審査局として決定を授けたる場合（第四條第二
項）には國営林長官
(ロ) 爾餘の場合にありては上級営林監督官廳これが最終決定をなす。
(三) 第五條第二項の場合にありては上級営林監督官廳の決定に對する異議は
十四日以内において國営林長官の許に受理せらる。

第七條　樹苗植栽の実施

森林所有者は審査局の確定若くは上級営林監督官廳の決定にしてなほ通達さ
れざりし場合にもその申請せる樹苗床数までは実施するを要す。

第八條　樹苗床の監督

(一) 審査局は樹苗床の実現を監督す
(二) 審査局は樹苗植栽義務ある経営のため索引カード若くは證明簿を設へ確
認若くは確定せられたる伐採物及び後には植栽せられたる樹量（第九條第三項
）を記入するものとす。

第九條　樹苗床及木材賣却の公示

(一) 五百ヘクタール以上の営林経営所有者は樹苗床及び木材賣却の狀況につき前賣及び後賣に分ちて當該年度の二月廿八日、四月三十日、六月三十日及び九月三十日に國統計局の所定用紙により審査局に公示するを要す。

(二) 五十ヘクタール以上五百ヘクタール未満の営林經営所有者は樹苗床及び木材賣却の狀況を國統計局の略式用紙により三月三十一日及び九月三十日までに審査局に公示するを要す。

(三) 審査局は樹苗植栽を索引カード若くは證明簿に記入し國統計局宛公示を更に提示す

第十條 罰則

(一) 本令に基きて指令せられたる樹苗床を実施せざるものは最高十萬ライヒスマルクの罰金刑を以て處罰せらる。公訴はただ國營林長官の提起によりてのみ効力を発す。

(二) 本令第一條並に第九條第一項及び第二項に對する違反にあたりては國營林長官は最高一千ライヒスマルクの民事罰を課することを得。

第十一條 施行

本令は發布の日よりこれを施行す。

ベルリン、一九三七年一月二十七日

國營林長官 代理

フオン コイデル

樹苗植栽申告

（一九三七年一月二十二日附命令第一條）

提出期日：一九三七年二月二十日

森林所有者氏名 ---------- 住所 ----------

森林面積（單位ヘクタール）---------- 市町村ニ於ケル森林ノ狀況 ----------

内立木地面積（單位ヘクタール）---------- 区域 ----------

1. 一九三七年森林經濟年度 樹苗床豫定ノ根據

A 當經營ニ經營計画存スル、——鑑定 ----------

經營計画ニヨル伐採ハ樹種別、原材、單位立方米ノ主要收得及中間收得合計次ノ如シ

欄	山毛欅	ソノ他濶葉樹	針葉樹	計	毎ヘクタール立木地面積
1	2	3	4	5	6

・樹苗床豫定（第五欄若クハ第六欄ノ150%）額：

B 當經營ニ適法ナル經營計画存セズ

各經濟年度ニ於テ伐採セラレシ原材、單位立方米：※

1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1—10欄平均	毎ヘクタール立木地面積、平均ニ於ケル
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12

樹苗床豫定（第十一欄若クハ第十二欄ノ150%）額：

1. 一九三七年ニ於テ伐採スベク意圖スルコト次ノ如シ：

樹種	立方米	樹苗床中推定ニヨル百分比 有用材 %	燃料材 %
欅			
山毛欅			
ソノ他ノ濶葉樹			
松（Kiefer u. Lärche）			
樅（Fichte u. Tanne）			
計：			
毎ヘクタール立木地面積			

-----年---月---日　　----------（署名）

※ 第一欄乃至第十欄ノ記入ハ經營記錄ニ基キテ記載セラルルヲ要ス、該記錄ノ存セザルトキハ當該年度樹苗床數量ヲ可能ナル限リ推定ニヨリ申告スルヲ要ス。

樹苗植栽強化に関する第三次命令

一九三七年四月三十日附
（官報一九三七年五月七日附第一〇二號）

一九三六年十二月七日附木材原料需要の補充強化に関する命令（公報第一巻第一〇一一頁）第一條及び第二條に基き次の如く命ず。

第一條

一九三六年十二月十五日附樹苗植栽強化に関する命令（公報第一巻第一〇一一頁）第一條により一九三七年九月一日より一九三七年十月一日に至る期間に對して確定せられたる樹苗床は單一の樹種に変更することを得。

第二條

この場合國營林長官は各地方に對し樹苗床數を確定す。

その実施は地方營林行政廳に委託せらる。

地方營林行政廳は樹苗床數量を個々の所有様式に配分す。非聯邦有森林地に對する樹苗床數量を個々の森林所有者若くは個々の市町村區に一両者同時に若くは單獨に一配分することを得。地方營林行政廳は市町村役場を協働せしむる權能を有す。

市町村役場及び森林所有者は求められたる説明を與へ且つ求められたる證據を提示する義務を負ふ。

第三條

一九三六年十二月十五日附樹種苗植栽強化に関する命令（公報第一巻第一〇一八頁）及び一九三六年十二月十七日附樹属パルプ材の獲得強化に関する命令（公報第一巻第一二三六頁）の諸規定は本令の樹苗床に對し均しく適用す。

第四條

本令は発布の日よりこれを施行す。

ベルリン、一九三七年四月三十日

國營林長官　代理
フォン　コイデル

樹苗植栽強化に関する第四命令

一九三七年六月二十六日

（公報第一巻第七五二頁）

一九三六年十二月七日附木材原料需要の補充強化に関する命令（公報第一巻第一〇一一頁）第一條及第二條に基き次の如く命ず

第一條

(一) 一九三七―三八森林経済年度中各所有様式の森林地においては経済計画に豫見せられたる伐採物の一五〇パーセントを植栽するを要す。経済計画により伐採物の確定せられざる森林地にありては最近十年間に伐採せられたる木材額の年平均の一五〇パーセントを植栽するを要す。

(二) 第一項による最低苗床豫定に算入され得るもの次の如し。

(イ) 一九三七―三八森林経済年度の年度末前若くは年度末に帰属し且本経済年度に登録せらるる樹量

(ロ) 一九三六―三七森林経済年度における樹苗床にして本年度最低樹苗床豫定を越えたる樹量

(三) 第一項による最低樹苗床豫定は一九三六―三七森林経済年度における樹苗床にして本年度最低樹苗床豫定に連せざりしときはその　額だけ高めらるることを得。

(四) 第二項ロ及第三項に一九三六―三七森林経済年度の最低樹苗床豫定と稱するは一九三六年十二月十五日附（公報第一巻第一〇一八頁）一九三七年一月二十七日附ヘドイツ官報及プロシヤ官報第一〇二号）並に一九三七年四月三十日附ヘドイツ官報及プロシヤ官報第二三号）樹苗植栽強化に関する諸命令に基き本経済年度に対して確定せられたる樹苗床豫定を指す。

第二條

地方営林行政廳は個々の場合において第一條の規則につき除外例を許可することを得。

第三條

地方営林行政廳は本令の規則を実施す。聯邦の営林監督下に立たざる私有森林地に對しては国食糧園営林部の助力を藉ることを得。

第四條

地方営林行政廳は第二條及び第三條による権限の全部若くは一部をその監督下にある上級営林官廳に譲渡することを得。

第五條

(一) 一九三七年一月二十七日附樹苗植栽強化に関する第二次命令(ドイツ官報及びプロシヤ官報第一二三号)の規定は本令の実施に對し適用す。樹苗床及び木材賣却に関する公示は前年度同様の期日までに届出づべく、五百ヘクタール以上の営林経営にありては一九三七年十二月三十一日までとす。

(二) ドイツ森林及木材経済市場聯合は樹苗植栽申告の発表に對し補足的指示を與ふ。

第六條

本令の規定に對する違反行為に對しては一九三六年十二月七日附木材原料需用の補充強化に関する命令(公報第一巻第一〇一一頁)第三條の罰則を適用す。

第七條

本令は発布の日よりこれを施行す。

ベルリン、一九三七年六月二十六日

國営林長官代理

フオン コイデル

個人所有の貴金属及卑金属貯蔵品の捕捉に関する四ヶ年計画実施を目的とせる第八次指令

一九三七年一月二十六日附

(官報一九三七年一月二十七日附第二一号)

四ヶ年計畫の範圍内において貴金属及卑金属の規律的利用を確保するため個人所有の加工せざる若くは半ば加工せる貴金属及卑金属の一切の貯藏品を捕捉するは緊要事なり(一)かくて余は次の如く規定す。

一、国内に住所(二)若くは日常の滞在所(二)を有し且つ白金、銀、銅、鉛、洋銀、錫及び亜鉛―合金若くは非合金―の破碎商品を含む原製品及び半成品(四)を営業的に精製し加工し若くは取引する(五)に非ずして自由に處分しうる権利を有する人は該金属の品種、量及び貯藏所を明示したる上當該管理局宛一九三七年二月十五日までに提出し且つ賣却並に讓渡の希望を附するを要す。

本義務は處分権利者が該金属を直接所有せず又は所有若くは處分を制限されたる場合にも亦成立す(七)

二、次の自由保有限度を越えざる量につきては第一號による提出義務を負ふことなし

銀	に對しては	三キログラム
銅	〃	一〇〇
鉛	〃	一〇〇
洋銀	に對しては	二〇キログラム
錫	〃	二〇
亜鉛	〃	一〇〇

白金に對する自由保有限度は存せず。

自由保有限度の計算につきては一人の處分権に属する同一金属は多数人の所有若くは保管する場合(八)にも亦その全量を合算することを要す。

三、第一号に掲げたる金属を営業的に精製し加工し若くは取引するに非ずして他人のために所有し若くは保管する(九)ものは當該管理局宛一九三七年二月十七日までにその量にして第二号所定の自由保有限度を越ゆるかぎり金属の量品種及び貯藏所と處分権者の氏名及びアドレスを届出づるを要す。

自由保有限度の計算につきては一人の所有若くは保管する量を合算すべく一人若くは多数人が處分権を有するや否やにつきては問ふところなし。

四、第一号及び第三号による義務を免かるるもの次の如し。

イ、一般国際法の原則による相互保護の下に人的租税の免除を要求する権限を有する人(一〇)

ロ、職業的官吏たる領事代理人並にその隨員たる官吏にしてドイツの国籍を有せざる派遣國の臣民たり且つ當該官職若くは国内の勤務以外に職業、営業を有せずまた他の営利行為を爲さざるもの

更にその官職、身分若くは職業に從事する関係上その所有若くは保管を委ねられ且法規により秘密厳守の義務を負ふものは第三号の義務を免かる。

五、當該管理局へ白金及び銀に對しては、ベルリンW八、フランス街三三九、貴金屬管理局。銅、鉛、洋銀、錫及び亜鉛に對してはベルリン＝ヴイルメルスドルフ、バーデン街二四号、卑金屬管理局）は提出せられたる金屬の利用方、買取人及び引受條件に関する規定を定むることを得。

取得者及び賣却者間にて引受條件に関し一致し得ざる場合管理局は引受條件を最終的に確定す。（二）

ベルリン、一九三七年一月二十六日

四ヶ年計画全権、宰相

ゲーリング

註

一、個人の手中には原製品、半成品及び破砕商品の形態で卑金屬や白金や銀の大量が依然として存在してゐる。これらの金屬も亦ここに掲げられた命令によつて合目的的な製作のために供給されねばならない。これは該金屬の貯藏品がこれら金屬の調達に要する外国爲替の浪費を減少する助けをするからである。

二、住所に関する規定は民法第七條乃至第十一條、更に国租税法第六十二條の示すところである。後者は規定に從へば、各人は継続の意思を推定せしめる諸事情のもとに住家を占有してゐるところに住所を有つてゐる。

三、日常の滞在所といふ概念は租税法から借り、また國租税法第六十三條に規定されるところである。ここでも亦當事者が滞在地若くは滞在地方に單に一時的にのみ逗留するのではないといふことを認知せしめる事情が現在するか否かが本質的なのである。

四、ここに掲げられた諸金屬製の調度や消費手段の如き全製品はこの指令の範圍内には包含されないが、之に反して壓延材、薄板や塊等の形態をなせる半用

品はここに包含される。

五、これらの金属を営業的に精製し加工し若くは取引する人及び経営は既に多年個々の管理局の指令によつて報告を提出せねばならないのである。

六、ここに問題となつてゐる管理局は第五号に記載されてゐる。

七、ここに掲げられた品種、形態をもつ金属を第三者の許に預入れ、質入れし賃貸し又はその処分権若くは共同処分権を譲渡することなくして他の方法で第三者に交付したものも亦したがつて提出と責却の義務を負つてゐる。更に他人と共同してのみ処理することを得又は何らか処分権の制限に服してゐる人々亦然りである。ここで雑多な種類の処分権の制限が例へば民法の規定にしたがふなれば質権の成立、夫、後見人、遺言執行者、遺産管理人若くは破産管財人、管理権の成立によつて、問題になる。

八、したがつて何人と雖も異なる人々の許に金属を預入れし質入れし又は一部は自ら所有し一部は第三者に譲渡したとしても、しかも該金属の量額が自由保有限度を超過してゐる場合は提供する義務がある。

九、したがつてまた、質入れされた金属の所持者、倉庫管理人、遺言執行人、

破産管財人は、他人のために上掲種類の金属を所有若くは保管する凡ての人と同様、届出の義務があり、而も次項の規定に基きその所有若くは保管に属する全量額に関して届出の義務を負ふものである。一人の人がそれに関して処分権を有する量額が自由保有限度に違してゐるか否かは問ふところではない。全体の量額が自由保有限度を越えてゐるといふことのみが問題であり、処分権が一人若くはそれ以上の人々に帰属してゐるかどうかは問題ではない。したがつてそれ自体としては信用機関も亦擔保として預託された貴金属及卑金属の現品を提供する義務があるであらう。しかしかやうな預託された現品のが営業的加工のために受信者の保管に留まり、被信機関は預託された現品の換金によつて債務を辨済せしめる権利をもつてゐないならば、當該管理局は両契約當事者間の経済関係に干渉してこれを変ずることなしには、この種の提供を爲さしめ得ないであらう。この点を考慮し国庫金属委員及び貴金属管理局は上記の諸前提のうち信用機関に預託せられ若くは質入れされた貴金属及び卑金属の現品に関しては第八指令の適用を放棄する旨を既に宣言したのである。しかしながら若し信用機関が一九三七年二月十五日までに、かゝる金

属に對する無制限の處分を希望し、したがつて擔保の預託が最終的な提供に轉化し又は受信者に負はされた義務の不履行の故に若くは他の理由によつて換金する権利が授信者に移つた場合には第八指令は適用せらるるに至り、次いで當該管理局に對して届出若くは提供せられねばならない。

一〇、一九三四年十一月十六日附租税調整法（公報第一巻第九二五頁）第九條参照。

一〇イ　一九三七年二月八日卑金属管理局はその範圍に関して告示第九により公式の解説を発した。（本集B十八頁参照）

二、本令の規則に對する違反行為は懲役若くは最高額の定めなき罰金刑若くは両刑の一を以て處罰せられる（一九三六年十一月五日附四ヶ年計画実施を目的とせる第二命令の二、本集A十二頁）

個人所有の貴金属及卑金属及卑金属貯蔵品の捕捉に関する四ヶ年計画実施のための第八次指令の解説に関する一九三七年二月八日附卑金属管理局告示第九

一、原製品、半成品及び破砕商品の形態における白金、銀、銅、鉛、洋銀、錫及び亜鉛ー合金及び非合金ーの届出義務並に提出義務は一九三七年一月二十六日附個人所有の貴金属及卑金属貯蔵品の補捉に関する四ヶ年計画実施のための第八次指令（ドイツ官報一九三七年一月二十七日附第二十一号）に基くところにして該指令第一号に記されたる人に関するものとす。指令に人と稱するは自然人のみならず法人及び人格共同体を指す。法人及び人格共同体にありては住所及び日常の滞在所に代ふるに國内における業務若くは定住の所在地を以てす。

第八次指令に對する以下の解説は卑金属管理局の所管範圍すなはち銅、鉛、洋銀、錫及び亜鉛と該指令第一号により特徴づけられたる状態におけるそれらの合金に對してのみ適合するものとす。

二、一九三七年一月二十六日附第八次指令において原製品、半成品及び破砕商品と稱するは卑金屬の貯藏登記及び現品届出に関する一九三五年四月二十六日附卑金屬管理局第二十七次指令（ドイツ官報一九三五年五月三日附第一〇二号）第二條により次に記載する原料群の卑金屬を指す。

原製品＝原料群第二ー原料、すなはち塊状立方形状、延棒状、板状、笘状その他の形態をなせる原金屬、精錬金屬、改鎔金屬及びそれに類するもの。

半成品＝原料群第三ー半原料、すなはち最早原料群第二には屬し得ぬ生産物であり、原料若くは屑原料より單純なる機械的（器具的若くは手工的な）労働手續ー鑄造、鍛冶、鎚打、圓轉、壓延（輾機壓延若くはストラングプレッセン、型押、削裁、旋盤、截斷、吹付等ーにより製出せられ乃至は前段的加工を受けたるものにして、該生産物がその使用目的に照らし最終製作物と見做さるるか又は中間製作物と見做さるるかは敢へて問はざるところとす。

半材料の例ー鑄片、鉄力、索、棒、管、プロフイレ、針金、箔、すなはち故金屬、破片、傷物、削り屑その破砕商品＝原料群第四ー屑原料、

他の屑もの

三、一九三七年一月二十六日附第八次指令により規定せられたる卑金屬管理局宛届出は第二十七次指令第五條にしたがひ現定せられたる規整的現品届出と切離し独立に報告せらるるを要す

四、一九三七年一月二十六日附第八次指令に基く提出義務は外國若くはドイツの関税除外区域に在る提出義務者の處分に屬する卑金屬の量をも亦包含す。

五、一九三七年一月二十六日附第八次指令に依り自由處分權者の直接所有せずして提出義務及び届出義務ある金屬とは特に金庫証券若くはその他の處分書類の發行されたるものを指稱す。

六、一九三七年一月二十六日附第八次指令第二号による自由保有限度は全重量に適用し金屬体積に適用するものに非ず。

七、一九三七年一月二十六日附第八次指令の諸規則による提出及届出に當り卑金屬管理局第二十七次指令第一條による個々の金屬部門及び卑金屬管理局第二十七次第二條に依る個々の原料群に對して種々單位を異にする重量の換屬をキログラム表示において差出さるるを要す。個々の品種及び形態は可及

的正確に記載せらるべく又今金にありては知らるる限り合金の構成につき指示さるるを要す。

倉庫証券若くはその他の處分書類の發行されたる金屬にありては該倉庫証券若くは處分書類は個々に正確に發行者、年月日及び對象物件の記載せらるるを要す

八、一九三七年一月二十六日附第八次指令並に本告示の解説に基く一切の書狀提出若くは届出は卑金屬管理局の確限に屬するものなるかぎり

ベルリン、ヴィルメルスドルフ一
バーデン街二四
卑金屬管理局B七課
宛送達せしめらるるを要す。

ベルリン、一九三七年二月八日

國卑金屬全權委員
シュテインネル

C 原料分配

家庭に於ける古材料及廃物の把捉

原料分配部門の指導者総理大臣ケーラーの指令（一九三六年十一月二十六日）

前言

原料配分部門の指導者総理大臣ケーラー、ケーラーはNSDAP.（國民社會主義獨逸勞働者党）の州指導者に対して家庭に属する古材料及廃物（原料生産物）の把捉のため、其時々の地方的需要に適合せる組織の準備を委任す、この組織が準備され、且造らるべき標準規定は十一ヶ條に規定さる。

地方的事情によりて生ずる詳細の事情並びに個々の行爲の遂行を委任されるべき州組織の官廳は州指導者によりその業務範囲に対し、隨時告示され且日刊新聞に於て公布される。

原料分配部門の指導者の標準規定全文次の如し

1

行爲は如何なる場合に於ても既存の非ユダヤ人たる原料生産販賣人との不変の密接なる了解の下に實行すべし

2

行爲は規則正しき蒐集行爲となることを目的とすべし。一回的の若しくは時々断續的に行ふ蒐集行爲は中止されざるべからず

3

行爲の遂行の爲めに新規の購入、殊に原料生産商業の通常の擴張を超過する物的新消費は之をなすべからず

4

行爲の遂行のために特別の新行政機関を設置すべからず

5

行爲の行政的遂行のため一業務が個々の國民によって行はるべき場合、それは名譽職として行はるいものとす

原料生産商人の蒐集活動は之に反して、營利的基礎の上に行はる、即ち原料

生産商業は支拂を受け又通常の賠償をも受くるものとす

6

此處に規定されたる蒐集行爲は、家庭にのみ関係す、営業的経営に於てはこの行爲の範囲に於て経営指導者の請求によつてのみ蒐集さる。

7

次の如き生産物が蒐集さるゝものとす。

(a) 凡ゆる種類の屑、例へば家庭裁縫の廢物及物の残餘、古敷物、短き靴下及び編ヂヤケツ、羊毛、木綿、人絹、リンネルの廢物、袋屑、黄麻袋及び黄麻包裝材料、結び糸の廢物、凡ゆる種類の雜巾、掃除羊毛等

(b) 銅、青銅、眞鍮、アルミニューム、ニッケル、鉛、錫、亞鉛の古い不用となれる物及び廢物、例へば眞鍮金、古い燈光裝置、凡ゆる種類の金具、古いガス及び石油ランプ、古き電線及び呼鈴の打紐、古い蓄電池、古いアルミニュームの深鍋、壜の蓋、古い風呂桶及爐、古チューブ、金属の箔（銀紙）、金属の紙で出来た其の他の包裝材料、錫、古い箱電池、水管の鉛、電球等、

(c) 古鐵及鋼、例へば役に立たぬ器具及機械部分品、爐、竈、戸の金具、古釘、

螺旋（まジ）及鎖、古い鑄鐵製の焼鍋及使ひ古るしたる料理器具、排水鉢、古ガス料理竈、熨斗、ガス管、古竈の輪等、

(d) 凡ゆる種類の古紙、例へは新聞、書物、雜誌、籠紙（屑籠の内容）又書挾みの表紙、公文書（不要の書類の保証の下に）等、

(e) 兎、家兎の皮及其の他の皮及び革

(f) 藥瓶を除くの外凡ゆる種類の瓶、

(g) 骨（短期間の引渡が可能であり、また特別の指令の後にのみ）

蒐集すべき古材料の上述の表は九及十條に擧げたる委員會によつて地方の事情に應じて補充され得、但し原料生産商人の同意を要す、

又下記の物品はヒットラーユーゲントの國青年指導者の特別の命令によつてのみ蒐集さる。――チューブ、金属製の箔（銀紙）及び壜の蓋。

8

参加團体の特別の任務は NSDAP の当該宣傳官廳と一致して廢物利用思想の宣傳をなすにあり。

9

州指導者は州の其の時々の地方の事情を最大限に酌量して本命令の範囲の制限内に於て行爲の遂行を詳細に決定す。

州指導者が当該組織の適当なる代表者が召集して協議委員會を組織するに際しては、就れかの州指導者が蒐集行爲の遂行に特に干與するものとす、委員會には必らず原料生産商業とれ・ぶ婦人部がNSDAPの宣傳指導者と同じく代表さるべし。

10

蒐集の地方的遂行は州指導者の代理人により常に地方的事情に應じて行はるる如何なる場合にもNSDAPの地方的宣傳指導者と同じく原料生産商業及N・S婦人部が代表さるる地方的協議委員會が組織されるべきものとす。行爲の際の主婦の積極的協働の重要性に対應して委員會の構成員の総数に應じN・S婦人部の比較的多數の婦人代表者が関與すべし。

11

遂行に於ける困難に際しては州指導者は必要なる命令を與ふ。

営業的経営に於ける古材料及廃物の把捉

原料分配部門指導者、総理大臣ケーラーの指令

前言

個々の家庭に於けるより恐らくより大なる範囲に於て古材料及び廃物が多くの営業的経営に於て生ずるであらう、之等も亦蒐集され、そして自己の経営に於て加工されるか若くは他へ廻さるべきである、之れに関聯する業務は古物の再利用と同様に、計画的に指導される。この目的のために原料分配部門の指導者、総理大臣ケーラーは次の如き本文を有するところの特別の標準規定を發布した。

1 各個の営業的経営は如何なる事情ありとも、最も倹約な物の取扱に於ても生ずる古材料及び廃物が、自己の経営に於て加工するか又は他へ廻すか若くは賣却するかして最も経済的な方法に於て、必要な場合には原料生産商業の加入の下に、経済循環に再び導入されるやうに配慮せざるべからず。この問題は第一には各個々の経営に於て其の時々の生産活動の特色に應じて独立に解決さるべし。

この目的は此と共に凡ての経営に於て働く者が責任を自覚して協働する場合に於てのみ達せらる。

II

古材料の利用が自己の経営に於て行はれさる場合、他へ廻付するには次の見地に従つて遂行されるべし。

1 小営業経営（例へば手工業及小商業経営）は一般の家庭蒐集と同様に扱はる。此と共に何等かの種類の利用困難が、特に特殊の産物に関して生ずる限りは、先づ第一にその地方の営業的経済団体の当該専門の組織が、地方経済局の範囲内に於て殊に専門群の原料生産業の地方的組織との最も緊密なる協働の下に、適当なる利用可能性を確定し、且その組合員をして蒐集及利用を励行さしむる義務を負ふ。

地方的利用の可能性が確定されざるときは営業的経済団体の中央的組織に通知をなすべし。中央組織は相互に、特に國商業群との最も緊密なる協働の下に、利用可能性を確定し若くは發展させるべき責任を負ふ。

2. 其他の経営（特に工業経営）に於ては他へ廻付する場合には経営固有の古材料及廃物と経営外のそれとを區別すべし。

(a) 経営固有の古材料とは副経営（例へば錠前製造工場、事務室、運送等）を含めて生産の作業過程に際して生ずる廃物なり。それらは経営自身によつて最も綿密なる注意を以て蒐集し他へ廻し若くは賣却されるべきものなり。利用困難、殊に特別な廃物のそれにつきてはII、1に述べたるべし。

(b) 経営外の古材料及廃物とは、(a)に含まれざる凡ての古物（例へば経営に於ける使用人によつて生ずる古紙）なり。それらはドイツ労働戦線の組織により蒐集さる。この場合に於ける物資が多量に生ずるところに於ては通常賣上金は使用人のために（例へば歓喜の力團、社會救助等）使用されるべきものたり。

III

獨逸労働戦線及営業的経済の団体は如何なる経営に於ても利用し得べき古物を破壊することなき様に力を尽すべし。

獨逸労働戦線は凡ての営業的経営に於て古物利用の思想の宣傳のために配慮す。

営業的経済の団体は経営指導者の間でこの宣傳を支持す。それらは尚古材

料及廢物の把捉及利用についての経験交換を誘致し及び技術的領域に於ける奨励を與ふべきなり。

IV　ドイツ労働戦線の組織及び営業的経済の組織によつて根本的種類の命令の發布の前に業務群原料分配が時期に遅れずに通知されざる可らず。

糊の製造に関する四ヶ年計画遂行のための第九の命令

一九三七、三、一〇（一九三七、三、一一の帝國官報五十八番）

食物のために定められた農業生産物が工業製造品に代つて使用せられ、充分な他の原料に代つて自由に使はせることを阻止するために余は次のことを定む

1、ライ麦又は小麦からの製造品は、室内装飾工及ペンキ職人の粘着仕事のために定められたる粘着物（糊）の製造のために使用するを得ず。

2、室内装飾工及ペンキ職人の目的のために粘着物（糊）が馬鈴薯、米又は玉蜀黍製品から職人自身又は、私人によつて製造されることを禁止す。

ベルリン、一九三七、三、一〇。

四ヶ年計画の全權者

ゲーリング總理大臣

註

1、この指令の目的は我々の食料の保証といふその結言から明かとなる。それ故に此の目的のために農業生産物が第一に使用されねばならぬ。他の特に工業的目的のためにそれを使用することはとりわけ充分な他の原料が

存在する場合に於ては最早や許されない。

2. 指令は使用禁止及製造禁止の二種を含むライ麦又は小麦からの製造品は全く一般に最早や糊の製造のために使用されてはならぬ。然しその外に職人自身又は私人も馬鈴薯、米又は玉蜀黍からの製品の加工に際して糊を製造することは許されない。

3. 指令は何等特別の刑罰規定を含まない。それ故に違反は一九三六年十一月五日の四ヶ年計画遂行のための第二命令の第二條に從つて處罰される。（本叢書のA12頁參照）

貯藏ガスの消費指導に関する四ヶ年計画の遂行のための第十の指令

一九三七、二七（一九三七、三、三〇の帝國官報七一番）

四ヶ年計画の範囲内に於て余は原動要素として貯藏ガスの採用の促進に特別の意義を置く。貯藏ガスの使用を生産に適合させる爲に、余は次のことを定む。

1. 一九三七年四月一日以降自動車の動力に貯藏ガスを使用することには特別の許可を要す。

2. 許可の授與に対する申出では当該許可官廳に出願すべし。官廳はこれをベルリン北東四三、新ケーニッヒストラーツセ 27/37 の内閣統計局、自動車に関する報告蒐集官に回付し願書に添付すべきもの次の如し。

(a) 自動車證書（既に許可されたる自動車にありては）又は自動車証書に応じたる陳述と共に製造商館による車輛の記述（註文で製造されたる車輛にありては）

(b) 其の他液体ガスに於ては、所在地に經営に於て使用すべき自動車に対する充分なる液体ガスの購入可能性の存続するといふ動力源供給者の記述。

更に自動車の使用目的の申出に於て豫想し得べき運転開始の時期及び貯藏ガスの大約の年需要を報告すべきものとす。

3　内閣統計局自動車に関する報告蒐集官は國及びプロイセン交通大臣が余と一致して發する標準規則に従って決定す。許可は自動車証書に記入さるべし。

一九三七年三月三十一日に於て既に貯藏ガスを以てする運転の設備をなせる自動車に対しては許可は與へられたるものとして適用す。所要の新規営業許可に関する國市街交通規則第二章第十四條の規定は之に関せず。

ベルリン　一九三七、三、二七、

四ケ年計画の全権者

總理大臣、元帥　ゲーリング

建築物の取拂いに関する命令

一九三七、四、三、（帝國法律書、工、四四〇頁）

一九三四、七、三のドイツの集団住宅秩序のための一時的處置に関する立法に基き、四ケ年計画の全権者、總理大臣元帥ゲーリングの同意を以て、原料分配部門は次の如く命令される。

第一條

(1)　家屋又は家屋部分の取り拂ひは、それらが五百立方メートル以上の空間を包擁する限り土木監督局の許可（取り拂ひ許可）を要す。

(2)　取拂ひ許可は次の場合に與へらるべきである

イ、家屋又は家屋部分が取り拂はれるべきであり、その保持に何等の公的利益が存續せず又これに代る家屋を必要とせざる場合（例へば現に使用されずまた近い内に多分再び使用さるることなき家屋の如き）

ロ、代替建築が企てられ、建築に対し國民経済的理由殊に原料狀態及び労働配置の根據から何等の不安が存續せざることの当該官廳の決定が存在する場合。

第二條

土木監督官廳（建築許可官廳）は時間的に制限し又は納付金を課して取拂許可を與ふることを得、本規定は補充家屋の建築にも適用することを得。

第三條

取拂ひ許可の許容申出に包含すべきもの次の如し。

1. 建築物の所有者の氏名、身分及び住所
2. 大さ、建築の種類、建築狀態及び從來の利用に關する陳述を具せる家屋部分の詳細なる表示
3. 取拂ひ理由、
4. 之に代はる建築物の場所、大さ、建築の種類、使用目的及び豫想し得べき原料需要に關する陳述、
5. 取拂ひ請負人の氏名、身分及び住所、

第四條

詳細なる國及地方の法的規定、殊に建坪五百立方メートル以内の家屋又は家屋部分に關しては言及せず、

第五條

本命令はその除去又は取拂ひが警察によつて命ぜられたる家屋又は家屋部分に對しては適用せず

ベルリン　一九三七、四、三、　國勞働大臣　代理　クローン博士

註

四ヶ年計画の範圍内に於て國家及經濟政策的に重要なる建築計画は其他のものより特に區別することが必要となる。どの群に建築計画が加へらるべきかは一九三六年十一月七日の四ヶ年計画遂行のための第四命令に應じて決定せる標準規則により一々の場合に勞働官廳により決定せられる。當該勞働官廳が何等の危險をも述べない場合にのみ、建築許可は與へられ得る。

家屋の新建築に適用されるこの規則は、今後國勞働大臣より、家屋の取拂ひに對する適當せる規則によつて補完されるべきである。往々、新家屋の成就は存續する古建築物の增加する除去と最早や歩調を保ち得ないためである。

この場合には原料管理に關して困難を生ずるのみならず、又高價なる古住宅の早過ぎたる除去により住宅政策的困難をも惹起する。

この困難の除去のために國勞働大臣により四ヶ年計画の全權者と一致して發せられたる命令は建坪五百立方メートル以上の家屋又は家屋部分の取拂ひに對して土木監督局の許可を命ずる。取拂ひ許可は納付金に、殊に補充家屋の建築に依存せしめられ得る。旧家屋に代はる補充家屋が企てられるならば

所轄官廳は先づ第一にその建築に対して國民経済的理由から危険が存在するかどうか吟味すべきである。若しも何等の補充建築が實行されないならば、取拂はるべき家屋の保持に公的利益が存在するかとうかゞ決定的である。家屋の取拂ひを詳細なる制限の下に置くところの國及び地方の法的規定は新規定に関せず。

（官　報）

總理大臣　元帥　ゲーリング

四ヶ年計画の全權者

トイツ原料及建築材料局

課 I/Fr. Br/Rae.

合理的な建築遂行のための、四ヶ年計画の工業及び集団建物の建築主に対する標準規則

1　申　告　義　務

ドイツ原料及建築材料局による四ヶ年計画の個々の建築計画の位置の最後決定的確定後次の届出を必要とす、

(a)　下水地區の建築業代表者の一九三六、一一、七、の四ヶ年計画全權者第九命令第九條の規定により確定されざる建築材料に対する出来るだけ詳細なる需要要求に関する時期に適当せる報告

(b)　規定の模範に從ひドイツ原料及び建築材料局第一課へ分け前を定めたる建築材料（綱、金属）に対する需要の要求

(c)　第四指令の規定の注意に從ひ敷地の管轄労働官廳へ建築開始の遅くも四週間前に建築計画の届出。

届出の目的は労働及材料配置の整理及保証に在り。

2.　労　賃　率

労銀水準を地方的需要に適合させるべき必要のある場合は、必要なる處置がドイツ原料及工作材料局によつて準備され得

3　構　造

構造及建築様式の適当なる形成、代替材料の利用等により鐵節約等の凡ゆる可能性が利用し盡されるべきものとす。故に鉄、鋼及鋼骨建築の代りに、最大限に石、コンクリート及鉄筋コンクリート様式が選ばるべきなり

4. 告示及許可

告示及許可（申込訂正、實行及決濟）に際しては建築履行に対する請負規則が無條件に適用さるべし。

注意すべき個別的個所次の如し、

申込訂正の期限として申出人に対して、彼が綿密に作り上げたる申込を提出し得るだけの期間が與へらるべきなり。短期間なるときは未熟の申込を生じ從つて誤れる結果に導く。申込交付のための請負人の多數の請求は避くるもの とす、殊に按針の当該の仕事に最もよく整へる形式のみが問題となる注文の授與に際しては告示は一定制限内に限らるべきものとす。

申込交付の基礎たるべき計画は完全にして且つ不測の危険が除去されたるものならざるべからず。

建築を許可する官廳が、特定業者を取調べんとせば、ドイツ原料及工作材料局に問合せるをよしとす。原料及工作材料局は当該経済組織の助力により問合せの特定業者を該官廳に対して指名す。

特殊の場合には、家屋所有者は申込を請求せる業者と労働調達、材料消費

設備問題等の特殊の危険の如き一般的問題の討究のため協定を行ふべし。

(5) 建築實行

一度確定されたる建築期間は建築中短縮されるべからず、仕事の擴大の場合は相應せる延期が認められるべし。

第三級の経営は出来得るだけ避け、能力ある第二級の経営を以てこに代ふべし

(6) 決済

提出されたる決算は交互に検査され且未回収の金額は最短期間内に交付されるを用意を要す。

委託を受けて

署名

總理大臣ゲーリング元帥
四ヶ年計畫全權者
独乙原料及建築材料局

1/7 部　ベルリン　一九三七年三月八日

Br/Rae

四ヶ年計畫の工業用建築及集團住宅用建築物に際して建築鉄材の節約の爲の命令

一　一般論

四ヶ年計畫の遂行は、生産物の品質及價格を出来る限り保持して以て、其能率を、一九三六年に比し、短期間の中に著しく昂揚せしめんとの大なる課題を独乙全経済に提出した。此課題の解決は、此能率増進に第一に必要とされる工作材料、即ち鉄及非鉄金属が、非常に爲替の制約を受けて居り、又限られてのみ入手し得べきものであるが爲に、時に困難となるのである。然し乍ら應急規定の要求は解決への道を経済に対し、明かに示した。即ち、同じ経済部門の発展の爲に、それが技術的に経済的に常に代替され得る場合には特に、生産物に

対する、主要なる而して眠られてのみ存する工作材料を、仝等の價値ある代替品の使用に依つて義務的に節約することがこれである。

此試は、特に建築経済に於て実行可能である。如何なる建築家と雖も、以前の建築方法が欠点のあるものたる事は主張しないであらう、近代の建築方法はそれがより好都合に遂行されると云ふ長所を持つにも拘らず、それは現在の鉄市場の強い要求に際して應ぜられるよりも、より多くの鉄材を必要とする建築経済は全体経済の中にあつて非常に重要なる地位に存し、従つて必要なる鉄材に対し充分なる要求を持つて居る。然し乍らそれは、建築方法の、それに適合した変更に依り、又は鉄に対し代替し得るあらゆる節約の可能性を自然的に組立てる事に依り、譲歩せねばならぬ。蓋し上述の多くの鉄消費は僅かの程度にしか、代替品に轉じ得るに過ぎざるが故である。

労働局は、建築許可の附与に際し、全くか、又は僅かにしか鉄材を必要とせぬ私有建築物を優遇し、それと反対の建築物を冷遇するの指令を発して居る。従つて最近に於る独乙建築活動が、過く、最も少き鉄消費へと進みつつある事は明かである。従つて、組立の、それに適合せる形成、新建築体系、代替品の

使用等々に依り、上述の建築経済が鉄節約的建築方法への道を模範的に示す可き、建築業者及四ヶ年計畫の住宅用、集團住宅用建築企劃者の祖国への義務が存せねばならぬ。従つて、四ヶ年計畫の建築計畫への参加者はすべて

一、次の如き代替方法、例へば、適切なる農密は計算に依り、又は、深く凸起せる張出し、破風、高楼、円屋根、露台の積金等の形での、鉄を消費する建築術に適せる附属品を避ける事に依る如き、四ヶ年計畫の鉄の分配分から建築鉄材への振割りを出来る限り少く保つ可き代替方法により、更に

二、如何なる事情ありとも、外部の建築形態が種々であり得る形式化を避くる爲に、典型化された設計、地下室、丸太組、屋根の一貫した階等々に向つて努力さる可き多くの円種工作計畫、特に住宅用、集團住宅用建築物に際して努力せねばならぬ。

第一の要求は、代替し得ぬ建築方法の結果として、鉄の無責任なる多量の消費が、四ヶ年計畫の上述の任務遂行を、不可能ならしむる結果に到るが故である。

第二の要求は、典型化及規範化が、代替材料の使用を促進せしめ、板張の及

覆せられたる使用を許容し、四ヶ年計畫の多くの建築計畫の成就つ爲の連續的（從つて合理的）は予備勞働を可能ならしむるが故のものである。それは就中、次の如き四ヶ年計畫の意義に存する利益ヲ齎す。

1. 他の場所で、切迫して用ひらる可き、勞働力及建築材料の大なる節約
2. 中小、及窮乏狀態に落入れる手工業の之に加はる事の可能になること、從つてより廣い階級の失業救濟（瓦工場、指物師等）
3. 予備生産を必要とする代替材料による合理的な、時期的に適合し得る編成（例へばセメントアスベスト製の雨樋、放水管、床板）
4. 所謂不況時を予備勞働（瓦、柱、窓、扉、床、階級等）に利用し、それにより、多くの經營者の價格騰貴の不安を解消し、僅かの伐採にあつて充分潤れたる木材を調達する爲に、木材事務に職を与へる事

從つて建築計畫はすべて、將來に於て、上に示した典型化規範化の利益を充分利用する事にあらねばならぬ。依つて、次の事即ち全建築活動は、鉄消費に依り影響せられる事が注目せられねばならぬ。從つて建築用鉄材の節約の爲に次の詳細に制限せられたる原理が、四ヶ年計畫の參加者に対し妥当する事となる。

二、建築計畫

(a) 工業用建築物

鉄骨建築は、あらゆる建築方法中、最大の鉄量を要する。それにも拘らず、それは次の如き建築計畫に適する。即ち切迫せる理由により可及的速に建築せられるを要するか、或は打續く激しき寒気に際し建築せられねばならぬ場合、或は例へばその爲に準備せられたる工場經營の特色の如き特別の技術的基礎が、それを必然的ならしむる場合がそれである。あらゆる場合に於て、鉄骨建築方法を四ヶ年計畫の建築物に使用するには、独乙原料及建築材料局の特別の許可を要する

鉄筋コンクリート建築方法は同等の品質及堅牢性を保つ爲には、純鉄骨建築の三〇—四〇%の鉄量を以て足る。而して後者にあつては指定に依り、すべての梁及関節梁の品質を下げる事が可能である。

撃鉄コンクリート建築方法は多くの場合、効果的に使用され得る。即ちそれにあつては堅固さに於て損色ある鉄筋コンクリート建築方法に於るよりも、より

Spannbeton bauweise

大なる鉄の節約が爲される。

石造、煉瓦造、建築は多くの場合、鉄骨建築の充分價値ある代用物たり得る。外壁及柱は、煉瓦積又は練土ベトンに依り造られる。屋根は唯、垂直の四壁の上に組立てられる。

市場建築は大規模の市場にありては、大抵の場合煉瓦工事の使用は斥けられる。代用物として鉄筋コンクリート建築が考慮せられる。

土台は重い重量にあつては、一般に鉄筋コンクリートの代りに補強練土ベトンが地理的事情の許す限り用ひられる。鉄筋コンクリートは、上階部を鉄の円棒で留める事に依り土台と密接に結合せられるを要する場合、又は当時の概算に從つて練土ベトンが不足する場合にのみ使用せられる。

支壁は大抵の場合、練土ベトン或は切石工事に依る重量壁か又は地圧アーチに依り代用される。

圍堰、打込杭其他之等鉄製のものは、地下法に從ひ、木製の圍堰、木杭の支柱、ベトンの管、又は打込杭に依り代用せらる。炭酸冷却方法の使用に依り、基礎工事の爲の穴の圍繞にあつて最も僅少なる鉄消費を以て足るの可能性が与

へられる。

屋根及天井の組立に於ては特に節約の可能性が試みられる。木製の屋根及天井は工場建築と多くの点から相容れぬものではない、然し乍ら、市場建築にあつては鉄の組立は防腐された木梁か、又は鉄筋コンクリートの組立に依り可及的代用せられる。あらゆる金属性の屋根張は中止されねばならぬ。工場建築にありては木製の窓框は避けねばならぬ。然し乍ら鉄の代りに広く人工材料が用ひられるを要する。

(b) 集團住宅建築物及住宅建築物

土台及圍堰。之は(a)に於て述べられた事が当はまる

壁。集團住宅用建築物にあつては、少くともベトン製の地下室の壁、焼石、又は軽いベトン製の傾斜工事及び板壁として支壁でないものが用ひられる、蓋し之に依つて煉瓦への密着が固く爲されるからに他ならぬ

地下室の天井。は現在の建築条令及火災取締規定に從つて、石造天井として実施せられる。在来の方法即ち梁天井式に依つて、空洞天井及普通の鉄筋コンクリート天井が、鉄材料の僅少なるが爲に無条件に用ひられる。円天井は鉄の

節約が可能である。然し乍らそれは実質的には高價であり、不利の点多々ある。故に用ひられる事僅かである。

上層部の天井。は然し乍らそれが浴場又は台所の下にあり、それに依り腐敗の危険なき限り木材で為される。欠くべからざる石造天井は鉄鉱石天井又は鉄筋コンクリート天井（空洞体で無い）として可能である。それは実質的に鉄を節約する。

屋根の障壁。防空規定が屋根裏に対する障壁として石造天井を又は石造屋根を規定してゐない場合には、石造で行はれた屋根の障壁は中止されねばならぬ。

窓及扉の開き。一体の支柱又は鉄筋コンクリートの梁で蔽はれたそれらは事情に依っては廃止せられ、以前よく用ひられた弓形のアーチ又は自然石或は鉄筋コンクリートを恢復して用ひる事に依り代用せられる。アーチ工事に依り生ずる要求を顧慮し更に壁かすがひに依る多量の鉄材消費を避くるが為に、扉及窓の戸に対し強制命令が必要となる（所謂隅窓等を避くる事）アーチに依っては工作され得ぬ大きな戸口は常に一組の支柱の代りに鉄筋コンクリートの支柱で蔽ふ。地下室の窓框は鉄の代りに木材で為される。通風窓以外の屋根の窓は排気煉瓦に依り代用せられる。

階段。は火災建築取締規則が強制的に要求する場合にのみ石造で為される。建築場で製せられた鉄筋コンクリート及工場で製せられた鉄製の人工的石段でつくられた階段の段及敷物は円天井に基いて裝はれた自然石、練上ベトン又は煉瓦積の段に依り代用せられる。鉄の階段及手すりは止められねばならぬ。息継場の支柱は円天井に依り代用せられ、階段の敷物は所謂傾斜せる円天井に依り、息継場の支柱から支柱へと或は飾迫縁から飾迫縁へとつくられる

其他、鋼鉄の代りに煉瓦積の洗濯釜、暖房としては瓦暖爐か熱気暖房、鋳鉄の代りに鋼鉄又は陶製の放熱体、鋳鉄の代りに鋼鉄製の風呂桶、ベトン工事煉瓦製の煙突の蓋、排気口、熔鉱爐の火室の蓋等々。引水及排水の建築材料に関しては代替規定に基いて指定される。ガスの供給管は第一に代用せられてはならぬ。然し乍ら管の需要は電気の供給に対するそれと同様に、それに相應して有利な計畫にあっては最低限度に制限せられる。代替材料たる陶器又はアルミニユーム製の扉、窓の金具及把手、煉瓦積の露台の手すり、代替材料製の花壇の柵、木製の庭垣其他、交換材料製の雨樋、放水管、床板等々、木造家畜小屋に

於る天井、支柱、格子、鎹柵。穀倉の入口の開きは、それに相應した戸の柱を形成して一本の支柱又は鉄筋コンクリートの梁を以てする代りに、円天井のアーチに依り、又左右に開く戸の代りに扉としての戸が形成される。歩道のへりを鉄を以て蔽ふ代りに本道と平にする事、建築条令に依り許された弊鉄を充分利用する事、国内材料たる木材の使用に依り節約をはかる事等々。

前述の標準規定に於て生じたる節約標準は先例にのみ限られる。然し乍ら此事は既に明かに次の事を示す。即ち建築方法に於て鉄及非鉄金属の節約が、それに依りコスト高を生ずる事無く、又建築物が其局に支障を来す事無くして全く可能である事を示す。建築経済は従つて、鉄節約のあらゆる可能性に専心する事に、自己の利害で努力せねばならぬ。

命令に於て記号ある署名

總理大臣ゲーリング元帥

四ヶ年計畫全權者

独乙原料及建築材料局

Abteilung I/3 Br/Rae　ベルリン、一九三七年三月十四日

四ヶ年計畫の建築計畫を所定期間内に完行する爲の命令

一、一般的規定

四ヶ年計畫の建築計畫は工業用、住宅用、集團住宅用建築計畫に分たれる。それらは、四ヶ年計畫全權者、独乙原料及建築材料局（ベルリン、西八、ベーレン街六八―七〇号）に依り明かに認められる。それらは特別の要求を受ける。即ち建築取締規定以外に、四ヶ年計畫の全權者の特別の指定を受ける。

二、管轄權

四ヶ年計畫の建築計畫に対しては次の役所が權限を持つ

(a) 計畫

工業用建築物にあつては建築業者

住宅用及集團住宅用建築物にあつては独乙労働戦線と協力して独乙原料及工作材料局

(b) 実施

工業用建築物にあつては建築業者

住宅用及集團住宅用建築物にあつては建築支持者組合

(C) 保護

工業用建築物にあつては独乙系科及建築材料局

住宅用及集團住宅用建築物にあつては独乙労働戰線と協力して独乙系科及

材料局

三、計畫

計畫及保護の役割は、合理的な鉄節約的な建築方法の保證を目的として独乙

系料及建築材料局に依り許可されたる標準規定の遵守に対し考慮を拂はねば

らぬ。

四、統制番号は、建築開始の許可に次いで、別に定められた建築材料の供給の爲

に、建築計畫に対し権限ある独乙系料及工作材料局の保護部（住宅用及集團住

宅用建築物にあつてはそれに所屬の主要建築計畫に対し権限ある）に依り、直

接の建築材料に対してのみ次の場合に与へられる。即ち建築計畫がそれに当は

まる規定、標準及特に防空規則に一致する場合がそれである。

五、材料、労働及建築器具の配置

計畫の綱結に次いで、期限計畫の形に於て又は規則を以て定められたる用紙

を使用して、個々の建築計畫の遂行に要する建築材料の量的及期間的申出を

折込して独乙系料及建築材料局に提出する必要がある。此の事は労働配置に

対しても妥当する。建築用具の配置にあつては、差迫つた書状を時期に後れず

為出ねばならぬ

六、建築開始

あらゆる建築計畫に対し建築開始の許可を得る事が根本的に必要である。そ

れは書面の申出に基いて許可されるる。

(a) 工業用建築物にあつては、独乙系料及建築材料局の長官に依り

(b) 住宅用及集團住宅用建築物にあつては、あらゆる住宅及集團住宅事務に

時期に後れず参加せねばならぬ労働配置部門（ベルリン、西八、リンデ街一三

一一五号）の長官に依つて

新式の生産方法が準備されたる工業用建築計畫にあつては、その準備された

る方法が実行に適するものであるとの独乙系料及建築材料局第三部の書面の裁

書が添へられねばならぬ

七、保護

保護は計畫に附して建築全期間中及ぶ。それは管轄權ある独乙原料及建築材料局保護部に依り指定されたる事情に通じたる報告者に依り行はれる。而してそれは建築指導と人的結合を為して居る

異つた建築指導に依り遂行されたる多数の同種建築計畫にあつては保護の報告者は、建築計畫者と指導者の共同討議を時期を失せずして行はねばならぬ。從つて此建築計畫は合理的に又典型化、規範化に依り為されたる見地に從つて統一的に遂行される。

保護報告者は建築計畫の期間に適合せる遂行に対し答弁の義務がある、少くとも四週間毎に、それに類似の手本に從つて簡単な写真付の建築状況の報告を独乙原料及建築材料局に職務上提出せねばならぬ

建築計畫が全くか又は部分的に、独乙原料及建築材料局に依つて又はその援助に依り、金融を受けてゐる場合三ヶ月毎に建築物の状況報告と共に金融計畫が第五部に提出されねばならぬ。

建築工事の経過に関する保護報告者の報告はすべて管轄權ある部長か又は独乙原料及工作材料局の報告部長へ提出せられる。此為に局長は常に事情に精通して居ねばならぬ

建築材料（鉄、木材、煉瓦其他）、労働配置又は建築用具に関する報告の書状は直ちに第一部に報告される、而してそこで其整理が行はれねばならぬ。

總理大臣ゲーリング元帥

四ヶ年計畫の全權者

独乙原料及建築材料局

、、、、、、日

建築状況報告

当該部

主要報告 ・・・・・・・・ 提出者 ・・・・・・・・

要件 ・・・・・・・・ 工事計畫 ・・・・・・・・

Sach gebiet

報告第　　号

建築計畫　……

場　所　……　街……　号

檢查の日　……

其場に居合せた者　建築代表者……

被乙原料及工作材料局……

建築概況

(説明)

第一号の報告は要約されたる予備知識を以て始められ、それから先へ進まねばならぬ。建築計畫の種類、周圍の位置、附近の狀態、交通路、寫眞としては地及設計圖、鉄材に關する組立の評價、尤も大體での全建築計畫の構成、個々の組立等々（之等は後のあらゆる報告に於て持續されねばならぬ）、建築工事の開始、個々の組立てあつての建築工事の狀況、之等工事の評價、建築工事の狀況を知らしめた個々の組立の寫眞

更に報告は個々の組立のすべてに對し次の報告を含まねばならぬ。個々に

使用されたる建築材料、壁の厚さ、天井の樣式、評價に必要な個々の記述、引水及排水の狀況、工事の評價、寫眞。

最後の報告は消費節約報告である。

個々の報告は次の如く署名される。

報告者、

部長並びに、

主要報告部長

總理大臣ゲーリング元帥

四ケ年計畫全權者

被乙原料及工作材料局

消費節約報告

……日

密談部門名

主要報告 ……
要件 ……
提出者 ……
工事計畫 ……

決定報告

建築計畫 ……
場所 ……街……号
建築代表者 ……
建築取締に依り迄も可き使用節約に從つて……
……への独乙原料及工作材料局の節約檢査
其場に居合せた者 建築代表者 ……
独乙原料及工作材料局 ……

A. 敷地

土地名帳に記入 ……
巻 ……頁 ……境界 ……
地圖一葉、草案、平地 ……号 一区の地 ……号

平面積 ……平方米
建坪 ……平方米
門口 ……Lfm
敷地の奥行 ……米
住宅状況 ……
交通状況 ……
道路の状態 ……
現在の並びに準備された道路築造 ……米

B. 建築物

建築状況

(解説)

報告は要約された輪廓を以て始めねばならぬ、然る後に之に使用されたる建築材料の申出の下に重要なる細目の簡単なる記述が、次の構成に從つて書かれる

建築方法
基礎建築
内部工事

外部工事

最後に簡単なる總評價と寫真が提示せらるる。それは職務上の適切なる遂行に就て速べると同時に、重要なる細目を表現さねばならぬ

D 勞働配置

D 群勞働配置緒論

勞働配置は四ヶ年計画の中で重大なる地位を占めるものである。これは「勞働配置といふ特別なる職業群の設置に現はれてくる。この職業群の形成はその經歷上玆に起つてくる問題や困難に特に精通してゐる二名の人に委嘱する。

政權を受継いで以来經濟は飛躍を極めたがその結果はしば〳〵無統制なる委任事項の累積が特に目立つに至り、これがまた多くの場合に同様に無統制なる勞働者の需要をひき起した。そのために勞働配置の可能性に狂ひを生じたが、これは緊急に矯正さるべきであつた。賃銀方面からも何分の手助けも期待できず、就中、現行の賃銀制度に最高賃銀を適用することは恩ひも寄らなかつた。且つ又最高賃銀を採用して見ても、その結果は一種の平等主義となり、その下で苦しむのは外ならぬ有能勞働者であつたらう。

尚又、供給方面からも從来は何らの手助けも不可能であつた。若しく增加した需要に対し、專門勞働者の充分なる数は全然存在しなかつたからである。需要ある毎に專門勞働者の充分なる数を用立てることは、今度発布された條

令に依つて將來のために保證されることになる。この点は供給方面から一度に解決される。従前を入れる義務がそれである。その外、需要も計画的に統制される。即ち、労働数量は労働力の現在数に適合される。現存の門隙を埋め合せるこの方法は、労働の等級別及び専門労働者編入の指導に明白に現はれてゐる。

あらゆる方面に避けがたき干渉は、その内容上のみならず、その方式から見て尚ほさら重要である。個々の條令を如何にして知らしめるかは、慎重に且つ出来るだけ入念に取り行ふべきである。企劃家の自由意志と創意には廣い活動場面が許される。條令には充分なる餘力を持たせ、個々の経営の特殊事項に遠

慮を拂ふべきである。

労働配置方策の施行については、労働仲介失業保険局長と経済局長とが打合せをとげ、あらゆる原則問題において団体労働を確保すべきである。この打合せに基いて、局長は一九三六年十二月十日に農業労働役所及労働役所に対し一の訓令を発した（職業記號）S.一五三六―四〇）。その訓令の決定事項次の如し

(イ)、局長は帝國領土全体に亘る労働配置の根本問題を経済局と討議すること

を留保する。

(ロ)従つて農業労働役所はこれらの問題につき各農業労働役所の管轄区に所属する経済局と連絡をとるべきである。

(ハ)労働役所はその管轄区で問題となる事務につき経済局と打合せ、経済局は労働役所に対し、各個の場合の製案を所管する地方的又は地区的な工業経済組織編制を指名する。

既に一九三四年以来、労働力の配置を指導し、同時に促進するために、数々の方策が講ぜられた。これらの方策が今尚ほ施行されてゐる以上、これを知ることも非常に重要である。法令の埒を越えないやうに、法令は成るだけ簡單に適用すべし。

(一)一九三四年五月十五日附労働配置統制法（RGBi.I.三）は一九三五年二月二十五日附農業の労働力需要充足法（RGBi.I.三一〇）を以てこれに代へる。一九三四年五月十七日附帝國官報一九三四年五月十八日第一一四号）および一九三五年三月二十九日附（帝國官報、一九三五年三月三十日、第七四号）にて、農業労働力需要充足法のために発布された、非農業経営

および職業への農業労働力配置の制限に関する指令は、一九三六年十二月一日以来無効となる。

三、第一項に掲げられた法律に基づき、労働仲介兼失業保険局長は多数の條令を発布した。

(イ)一九三六年九月二十九日附改正條令(帝國官報第二二八号)收録の一九三四年五月十七日附ベルリン市自治体に関する労働配置統制條令(帝國官報第一一四号)。

(ロ)一九三六年九月二十九日附改正條令(帝國官報第二二八号)收録の八月三十日附ハンブルグ・アルトナ・ワンドスベーク、およびハルブルグ・ウィルヘルムスブルグ市自治体に関する労働配置統制條令。

ブレーメン市管區、デルメンホルスト・ノルデンハムおよびウィルヘルミュンデに関する當該條令は、一九三六年十二月一日以来無効となる。

(ハ)一九三四年五月十七日附緊急労働に関する労働配置統制條令(帝國官報第一一四号)

三、一九三四年八月十日労働力分配に関する命令(RGBi. I. 七八六)

四、第三項に掲げられた命令に基づき、労働仲介兼失業局長は同じく二三の條令を発布した。

(イ)一九三四年八月二十八日附労働力分配に関する條令(帝國官報第二〇二号)。一九三六年十一月二十七日附改正條令(帝國官報第二七八号)に従い労働場所交代に関する規定は廃止さる。さらに廿五才未満の労働者および事務員の雇入、老朽事務員の勤務調整および農業に関する規定もこれに準ず。

さらに局長は一九三七年三月十八日引続き改正條令を発布した(帝國官報一九三七年三月二十二日、第六七号)。既婚農業労働者が新住宅を建てる場合には、農業経営の所有者に対し建増しを与えることが、右條令中に決定される。しかしながら、建増の許可は次の條件に依るものとす。

既ち、遅くとも一九三七年七月一日までに住宅を建て始めること、粗建築は遅くとも一九三七年十一月一日までに行ふこと。建増費用は総額一、八〇〇マルクを越ゆべからず。

(ロ)一九三七年二月十一日附金属労働者の労働配置に関する條令(帝國官報、一九三七年二月十二日、第三五号)

(ハ)、一九三五年十二月三十日附農業放棄労働者の労働配置統制に関する條令（帝國官報、一九三六年第二号）

(ニ)、一九三五年六月十五日附遠洋漁業船の労働力配置に関する條令（帝國官報、第一三九号）は一九三六年十二月一日以来無効となる。

(ホ)、一九三六年六月二十六日附官廳建築計画実施に際しての労働力需要告示に関する條令（帝國官報、第一四九号）も同様に一九三六年十二月一日より無効となってゐる。

五、一九三五年十一月五日附、労働仲介、労働相談および教職仲介に関する法律（RGBi、I、一二八一）、並一九三六年十一月二十六日附施行命令（RGBi、I、一三六一）。

六、一九三五年二月二十六日附労働手帳実施に関する法律（RGBi、I、三一一）。

次代專門労働者保證に関する四ヶ年計画施行の第一條令

（帝國官報、一九三六年十一月九日第二二六号）

一九三六年十一月七日

四ヶ年計画施行のための最重要なる課題の一つは次代專門労働者の保證である。特に、製鉄業、金属業並建築業がそれである。この課題の意義を知り、次代專門労働者の養成に努めることは、経営の義務である。製鉄業及び金属業並に建築業における次代專門労働者を即刻且つ厳格に保證するために、余は次の件を決定する。

一、製鉄業、金属業（註一）並に建築業にして十名以上を雇傭する個人経営及び公共経営は、その雇傭專門労働者（註二）数に相當する徒弟数を備ひ入るべきこと。

二、以上の経営がその義務を如何に履行しつゝあるかを知らしめるために、各経営は一九三七年一月までに、次に掲げる書式（註三）を以て、雇傭者の（註四）の構成並に一九三七年のクリスマスを期し備入れ準備中の徒弟の数を所属労働局に通告すべし。労働局の方は、これをまだ行ってゐないならば、各経営のために適當なる求職者の選擇と仲介（註五）に即時取りかゝること（註六）

三、勞働仲介及び失業保険局長、又は局長委托の奉仕所は、一經營によつて幾人の徒弟を養成すべきかと決定し得（註六）。この際、各經營の特殊事情を考慮すべきこと。手工業經營における徒弟指導職能および徒弟最高數制定に關する規則はこれを変更せず（註七）

四、人員關係又ハ經營關係上適當なる徒弟雇入を許されざる企業家は、相當の徒弟養成奬勵金を當該局に納附すべきこと（註八）。この納附金額は、他の場合に各經營關係に相應する徒弟數の養成のため各企業家の支拂ふことあるべき費用に準ず。その納附金額は、當該局長又は局長委托の奉仕所がこれを定め必要なる場合には強制行政手續によつてこれを取立つ。

ベルリン、一九三六年十一月七日

首相ゲーリング、四ヶ年計画全權

届出先
労働局

（記入スタンプAA）

〔届出は一九三七年一月十五日までに所属労働局に送附すべし〕

製鉄金属工業次代専門労働者保證に関する届出

一、経営名称
二、経営所在地　何番街　電話番号
三、経営種類(1)（註一〇）
四、一九三七年一月四日現在就業労働者（徒弟を含む(2)）

	総数	所定ノ見習養成済ノ金属専門労働者		金属徒弟労働	
				総数	内（第四組）最終徒弟年期
男工	一	二	三	四	五
女工					
總數					

五、一九三七年のクリスマスを期シ備入れ準備中の金属専門徒弟労働者数

金属徒弟労働者	内訳
鋳前工	一
道具工	二
旋盤工	三
機械工	四
型工	五

（会社印）

（企業家署名）

(1) 例へば、單に機械工場といふだけでなく、ミシン工場、車輛工場等々をも記入する。

(2) 事務員は記入せず。

届出先
労働局

届出は一九三七年一月十五日までに所属労働局に送附すべし
建築業専門次代労働者保護に関する届出

一、経営名称
二、経営所在所　何番街　電話番号
三、経営種類（註一〇）
四、一九三六年九月までの七月平均就業労働者（徒弟を含む(1)）

（記入スタンプAA）

総数	内訳（第二組）		
	所定の見習養成済の専門建築労働者	建築徒弟労働者	
2		総数	内（第四組）最終徒弟年期
3			
4			

五、一九三七年のクリスマスを期し備入れ準備中の建築徒弟労働者

内譯

建築徒弟労働者		
	左官工	1
	大工	2
	コンクリート専門労働者	3

（会社印）

（企業家署名）

(1)事務員は含まず。

註

一、係令第二項の定義参照（本法令集D九頁）

二、専門労働者とは計画的な所定年期を終えたる人々を指し、但しその年期は原則として三、四年とす。所定年期を終えずとも製鉄および金属業に長年労働して、その成績が養成労働者に等しき労働力も専門労働者となす。

農業職業の就業以外に公認工業職業の就業員も専門労働者と見なさる。

従来、製鉄金属工業の職業と認められたるものは次の如し。

旋盤工
鉄鋲前工
精密機械工
強電流設置工
電信組立工
鍋釜工
機械鋲前工
道具工
精密光学工
鋳型工
造形工

鍛接工
機械工
銃身工
造船工
左官
大工
鉄筋コンクリート工
飛行機組立工
削截工
流電工
彫鏤工
作業材料試験工（物理学）
材料試験工（化学）
金属眼鏡製造工
萬能冶金工

金細工師
銀細工師
鋼鉄銅版工
平面鋼版工
精密彫鏤師
装飾打印工
縞附ヶ工
打型工
モデル鋲前工

その他の職業を工業教職として認めることを、所属専門部門に対する夫々の申込を以てこれを定む。

三、類似の見本参照。書式は所属労働局から無料にて受取るべし。

四、通告義務は専門労働者にのみこれを準用し、事務員には準用せず（〇Rlg R.「失業補助金」中の経営部門、第三号、二二―二三冊三九〇頁）

五、徒弟の仲介は、特別規定が発布されてゐないから、一九三五年十一月五

日附の労働仲介、職業相談、職場仲介に関する法律（RGBl. I. 一二八一頁）に基づくところの、一九三五年十一月三十日附規定第七、八項収録（帝國官報、第二八〇号、一九三六年十一月三十日）の職業相談および職場仲介に関する原則に従ふものとす。

六、労働仲介失業保険局長の本規定に基づき、各経営に徒弟を仲介し紹介するとしても、経営主と被紹介者との間には何等の徒弟関係も存しない。局長の本規定は企業家にとつては単に契約締結義務を意味するにすぎない。即ち、企業家は被仲介者とは一の合法的な正規的徒弟契約を結ぶものにして、この関係は企業家が自から自由に産入れる徒弟の場合と同様である。企業家が一定数の徒弟を養成すべしとする規定は、徒弟契約の締結に代るものではない。従て徒弟関係は徒弟契約自身の締結と共に初めて作用するものである。

養成徒弟数の決定に対する奉仕監督の愁訴は、これを上級役所に持込み得る。企業家の養成すべき徒弟数の決定は、労働仲介失業保険局長がこれを當該地方の労働局に委任することもあり得る。従つてこれが決定に対する奉仕監督の愁訴については、農業労働局が裁断すべきである。農業労働局の裁断に対する奉仕監督の愁訴については局長がこれに當る。

七、職業條令一二八、一二九項参照

八、償却金額は他の経営の處理に従ず。しかし償却金は団体作業場の建立にも準用される。償却金の程度に関する決定に対する奉仕監督の愁訴も同じく許される。（註六をも参照）

九、行政上の強制手続は帝國全土に対し一様に規定されてはゐない。各個の地方に対して夫々決定を異にする。

行政上強制手続の原則は次の如し。行政官廳の裁決によつて債務が発生しその支拂期間が満期ですする時は、予め正式の裁判所へ訴へる必要もなく、行政官廳自身がこれを徴集し得る。

行政上の強制手続の適用に際しては、企業家に苦情ある場合には、企業家は適当の手続を以て、初めに所属の専門群へ申込むべし。

一〇、経営種類は所属専門群又は専門部門の名称に従ふが最も正確である。一例を示せば「金属製品工場」とせず、「精密金具工場」、「世帯器具工

場」、「ブリキ製家具工場」等々とする如し。

製鉄業および金属業の國策上並に経済政策上重要なる委任のための金属労働者の需要保障に関する四ヶ年計画施行第二條令

一九三六年十一月七日（帝國官報、一九三六年十一月九日第二六二号）

四ヶ年計画の名において是非共履行さるべき製鉄業および金属業の國策上並に経済政策上必要なる委任を確保するために、必要とされる金属労働者を準備することは極めて緊切である。余は従つて次の件を規定する。

一、製鉄業及び金属業の個人又は公共経営に於て金属労働者の雇入れを増加する場合に、四半期内にその四半期最初の日現在に比較し金属労働者附の経営従業員数が十名以上の金属労働者を増加する時は（註二）、一九三六年十二月一日以降、その経営又は経営部門に地域上所属する労働局の同意（註一）を要する。次の四半期は一九三六年十月一日の代りに十二月十五日よりとする。

二、産業組織中次の経済群に属するか、又はこれらの専門領域に従事するところの、すべての共同企業家及び個人企業家は、製鉄業及び金属業に属するものとする。

一、製鉄工業
二、非鉄金属工業
三、鋳物工業
四、鋼鉄及び鉄建築
五、機械製作
六、車輌工業
七、飛行機工業

八、電氣工業
九、精密機械及び光学工業
一〇、鉄・プリキ・金属製品工業（註三）

個々の場合に、或る企業が全部か又は一部分製鉄金属業に属するかどうかといふ疑ひが発する時は、労働局がこれを決定する。

三、この規定に謂ふ金属労働者とは、鉄及び金属職業の専門能力としての所定の養成を終えたる、労働者、経営事務員（註四）、親方・技術家・さらに、労働手帳登録に従ひ熟練又は修業従業員として見なされる其の他の人員がある（註五）

四、認可を與ふるには、従業員を増加せんとする用務の國策上及び経済政策上の意義に従ひ、雇傭能力ある金属労働者の現在数に従ふべし。認可は期限を附したり、又は一部づゝ與へることを得る。

五、國策上及び経済政策上重要なる任務として第一に掲ぐべきものは、ドイツ民族の國防、食料の確保、國産原料経済の建設、輸出の奨励、並に労働人口のため健康に好き住所を作ることこれである。この原則の適用に関する詳細なる訓令は今は留保する（註六）

六、認可を求める届出は、次に掲げる書式に従ひ、當該経営及び経営部門に地域上所属する労働局に申出づべし。この届出に対する決定は書面を以て交附す。

ベルリン、一九三六年十一月七日

首相ゲーリング、四ヶ年計画全権

（記入スタンプAA）

届出先
労働局

金属労働者雇入認可届

一、経営名称、
二、経営場所　何番街　電話番号、

三、経営種類(1)

四、(1)一九三六年十一月十五日現在従業員総数

内 金属労働者(2)

(ロ)本四半期當初現在従業員総数(3)

内 金属労働者(2)

五、本四半期中(3)に於いて(4)雇入れを増加した金属労働者総数

内譯	人員数
鉄前工	
旋盤工	
機械工	
其他	

六、次に詳しく掲げた労働能力に対しては雇入れ増加の認可届出を要す。

種類	人員数	予備従業期間
1	2	3
鉄前工		
旋盤工		
機械工		
其他		
合計		

七、外國労働者を雇入れる際には、その労働者の就職は保障されてゐるか？……

八、従業員増加を目差す委任の目的と緊要性……

九、委任（第八項を見よ）は國策上及び経済政策上重要なる任務の履行に

役立つか(5)。役立つとすればその理由は、……

(1) 例へば機械工場といふだけでなく。ミシン工場・車輛製作等々と記入す

(2) 茲に金属労働者として認められるものは、製鉄及び金属職業の専門能力としての所定の養成を終へた、労働者・経営事務員・親方・技術、さらに労働手帳登録に従ひ熟練又は修業服務員と見なされる其他の人員である。

(3) 本條令実施当日に経過中の四半期に対しては、十月一日の代りに十一月十五日を置く。

(4) 従つて十名以内の自由雇入れによるか、又は労働局の認可を受けた者。

(会社印)

(企業家署名)

三四

(5) 國策上及び経済政策上重要なる仕務は、第一にドイツ民族の國防、食料の確保、國産原料経済の建設、輸出促進、並に労働人口のための健康なる住所を作ることである。

註

一、何時認可が所属の労働局によつて與へられるか、言ひ換へれば、企業家は認可の出る以前には労働者を雇入れてはならないかとうか、或ひは企業家は既に出来た雇入れに対する認可を事後に届出つべきかどうかは未定である。人もし市民法の概念を認可の基礎とするならば、二種の所罰を受けることがあるかも知れない。けだし「認可」の概念は一の超概念であつてその中には事前の認可(裁可)と事後の認可(同意)とがあるからである(BGB第一八三、一八四項参照)。しかしながら、條令の意味から、すれば、労働局の認下を予め求めるべきものと解すべきである。金属労働者をこれ以上雇入れんとする時は、官廳解釋が下されるまでは、直ちに所属労働局と打合せられたい。

一三五

二、金属労働者の雇傭に依り金属労働者頭数が四半期第一日現在に対し九名以上に増加する時も、認可を必要とする。これは金属労働者十名以上の雇傭は、認可を受ける義務がある。解雇又は死亡のため、退職金属労働者が新らしい労働者に取り代へられる時は、もちろん雇傭増加とはならない。かゝる場合には、四半期内における九名未満の金属労働者の増加雇入れの場合と同様に、何らの認可も必要としない。

従って四半期第一日（本四半期の國勢調査日一九三六年十一月十五日となす）現在の就業金属労働者頭数は、これを計画中の新雇傭の當日における金属労働者頭数と比較すべきである。九名の金属労働者にそれ〳〵区別がある場合には、それ以上の金属労働者の雇入れ毎に労働局の認可を要する。

多くの場合に、徒弟は見習期間終了後同一の経営に金属労働者として将来も働くべきである。これ自身金属労働者の増加を意味するこの場合の就職は、本條令の意味では届出義務ある雇傭増加とは見做されない（帝国官報、e.g. 多良参照、「失業補助」第三年第二二―二三号三九二頁、ドクトル、ヘムの論文参照）

自由雇傭数以上に金属労働者を雇入れた後で、労働局が認可を拒絶した際には、雇入られた金属労働者は何らの労働をも行ふを得ない。これはRGB第六一五條に謂ふ企業家の受理延期である。然って金属労働者は企業家のかゝる過失の結果果し得ない奉仕に対し、同意上の謝禮を要求し得る。金属労働者は後で労働を果すべき義務を負はない。しかしながら企業家は延期予告をなす権利を有する。労働者は予告撤廻の訴へを提出することは出来ない、なぜなら、この予告は経営の事情如何に依るからである。

届出をなし、認可を求めることを、故意にやらず怠慢に附するものは、一九三六年十一月五日附の四ヶ年計画施行命令第二編第二條（RGBl. I、一九三六年）に依り禁錮及び科料（科料には制限を附せず）、又は両者の一方を課せらる。労働局の認可なくして事実上休業を企てたる者、即ち経営主又は人員休職にその都度責任ある者も、原則上罰せらる。企業家は個人的に休業を行はずとも、知らざることを理由に釋明をなし得ず。この場合の彼の行動は怠慢に依るものである。経営主は事実上休業してゐる者に対しても、経営指導者たる資格から生する監督義務を四ヶ年計画の

任務の範囲内で特に遵守されんことを期待する。最後に、休業の認可なき
ことを知りつゝ、自ら休業する労働者も處罰に附せらる。しかし企業家が
認可を乞ふたか否かを金属労働者の検査すべき義務は存しない。

新委任を担当するに際し、この委任の遂行上認可義務ある金属労働者の
新しい編入を要する場合には、将来のため一定の用心が肝要である。委任
を何らの留保なしに受理して、しかも金属労働者の新編入に関する認可が
拒絶された場合には、これを考慮すべき関係にある企業家は、新編入の不
可能なるためにその委任を全部果さず、又は時機を得て果さないならば、
彼は委任者に対して損害賠償の義務がある。企業家が引渡期限を守らなか
つた時は、合意上の違約金は満期となる。尚ほ委任者は彼の申出た期間の
満期後契約を取消し、又は不履行のため損害賠償を要求すべき、BGB第
二三六條に定められた権利を有する。契約を履行しても、特別な理由のた
めに委任者に対し何らの利益も与へない場合には、予め期限を定めること
なくして、直ちに取消し、又は損害賠償を要求することを得。

三、前掲十種類の経済群中の一つの専門領域に活動する際には、経営が重要

組合員たると、専門組合員たるとを問はない。これら
三つの場合共に、金属労働者の超過編入は所属地域の労働局の認可を要す
る。以上十種類中の一つの群の専門部門に活動する一会社が、當該経済群
によつてまだ組合員と解釋されず、またその保護を受けてゐない時も、認
可を必要とする。その時は、当の会社は所属群に対し申告義務を遵守して
ゐないからである。

四、主要事務員は茲では一般に編入されない。彼等が職業養成中にして、ま
だ見習生期間だけを終え、金属労働者としての計画的な正規的見習時期を
終えてゐない時は特に然り。

五、條令第一とは異り、茲に取扱はれるのは専門労働者（條令第一の註二、
本書D6頁参照）のみならず、製鉄及び金属業熟練又は修業服務員全体で
ある。認可を要しないのは、單なる補助労働者の雇入れだけである。
補助労働者と見做すべきものは一般に次の如き労働力である。即ち、その
修業期間が自由形式をとる場合は三ヶ月を降らず、系統的形式とする場合
は六ヶ月を降らないものである。

勿論この原則は何らの普遍妥當性を有するものでなく、從つて各個の場合にどう決定するかは、労働手帳の登録に依る。

（これに関する詳細の規定は職業條令第一〇七ー一二二條を見よ）

六、この列擧は全部をつくすものでもない。順位を示すものでもない。

これらの規定と並んで、一九三七年二月十一日附の金屬労働者の労働配置に関する條令（帝國官報、一九三七年二月十二日、第三十五号）も有効である。この條令に依れば、個人經営及共同經営並に管轄区において、あらゆる種類の金屬労働者は以前に労働局の認可を受けた場合にかみ産入れが許される。この條令に謂ふ金屬労働者とは、学位附技師及びその他の大学予備教育を受けた労働力にして、その月給が一千マルクを越えざる者をいふことが、本條令の官廳解釋に依つて明かとなつた。認可を與へる所管労働局は、金屬労働者の最後の労働場所がその管轄区内にあるものである。

一九三六年十一月二十七日附の改正條令（帝國官報第二七八号）に收録された、一九三四年十二月二十九日附の金屬労働者の労働配置に関するこれまで有効であつた。條令（帝国官報一九三五年第二号）は、一九三七年二月十五日以来これを無効となす。

金屬労働者及び建築業労働者の職業配置指導に関する四ヶ年計画施行第三條令

（帝国官報、一九三六年十一月九日、第二六二号）

金屬労働者及び建築業労働者は往々にしてその條令に一致せざる労働場所に働かされてゐる。これは貴重なる労働力の不經済的な乱費であつて、適才適所に配置することは、四ヶ年計画遂行のため、緊急なる必要事である。余は從つて次の件を規定する。

一、自己の経営内における金属労働者及び建築労働者を、特に労働手帳登録にある如き彼等の職業的予備教育に副はざる（註二）労働に二週間以上全部的に又は専ら働かせてゐるところの、職業経営（註一）の企業家は、一九三六年十二月一日より、其の経営又は経営部門の地域上所属する労働局に対し、次に掲ぐる書式に依り即時（註三）これに関する届出をなすべし

二、労働局はこの届出受領後企業家及び労働者と協議して、労働者が同一の経営又は他の経営において、彼の予備教育に適する労働を引受けるやうに仕向けるべきである（註四）。労働者は労働局から彼の才能に適する他経営内の労働場所を指定されたならば、労働者は労働局の認可とともに解約申込期間の停止なくとも彼の労働関係を解除し得る（註五）

三、この法令に謂ふ金属労働者とは、製鉄業及び金属業の専門労働力としての正規の養成を終たる、労働者、経営事務員（註六）、親方及び技術家、さらに労働手帳登録に従ひ熟練又は修業職業服務員と見做される其他の人員である。

この法令に謂ふ建築業労働者とは、労働手帳登録に従ひ熟練又は修業服務員と見做される如き人々である

ベルリン、一九三六年十一月七日

首相ゲエーリング、四ヶ年計画全権

届出先

労働局

金属労働者(3)　（入帳票ＡＡ）

建築業労働者(2)　の不適所就業(1)に関する届出

一、営業名称

二、経営場所　何番街　電話番号

三、経営種類(4)

私の一私達の経営（経営部門）には、熟練又は修業(2)金属労働者(3)＝建築業労働者（個人名および家族名）が何々（場所又は街）に何月何日以来住込みに

て何々労働者として働いてゐる

年齢　生年月日　族籍　同居子供数

住所の土地所有に拘束されるか？　有無(2)

従来の平均賃銀　月何マルク・週割・日割何マルク(2)

労働手帳番号

（會社印）

(1)　特に労働手帳登録にある如き職業予備教育に一致せざる労働に二週間以上全部的に又は専らに働いてゐる金属労働者（建築業労働者）の就業は届出の義務がある。

(2)　該當せざる者は省く

(3)　茲に金属労働者と見做される者は、製鉄金属業の専門労働力としての正規の養成を終えたる・労働者・経営事務員、親方・技術家、さらに労働手帳登録に依り熟練又は修業職業服務員と見做される其他の人々である。

四、例へば、單に機械工場といふだけでなく、ミシン工場・車輛製作等々とする。

二、九三六年十二月七日附四ヶ年計画に対する首相及び全権の第三條令については・ドイツ帝國官報及びプロシヤ官報第二六二号を見よ。

註

一、條令第三は製鉄金属業の経営に対してのみならず、その種類と大小とを問はず、他の一切の経営に通用する。

従つて届出義務は、或る経営が金属労働者又は建築業労働者を例へば職役や門番又は補助労働者として「不適所に」働かせてゐる場合には、條令第二に掲げられた経済部門の商工業経営にも及ぶものである。

二、この問題を断定するには・個々の場合の事情を見ることが肝要である。しかしながら一般の場合には、「就業が専ら職業的予備教育のために果される場合・即ち・労働場所が専門養成に依つてのみ當人の果し得る如き要求を提出する場合には」、その就業が「不適所」でない・といふことを標準とすべし・例へば熟練鉄前工であり貨物自動車運傳手は・モーターを整理し、修繕を行ふ義務を課せられるので、彼の職業的予備教育に應じて就業

させる（「失業補助」枚録の最高統制顧問チムの所論参照、一九三六年十一月二十五日第三号第二十二―二十三冊）。労働局長も一九三六年十二月十八日附の教書の中でこの意見を表明した。一九三六年十二月十九日附の教書には、金属労働者及び建築業労働者がその労働を適当に行ふために金属労働者又は建築業労働者としての予備教育を前提とする如き労働を果してゐる場合にも、不適所に働く者とは見做されない所以が、もつと詳細に述べてある。例へば主として機械掛、タービン及び汽罐の番人、又は汽罐手として働いてゐる金属労働者は、仔細に検査した後で、彼等の職業知識の種類が彼等の配置のために決定的であり、且つ一般に金属労働者なる者はこの種類の労働場所に就業するのを常とすることが判明した場合には、その天職に働いてゐるものとなす。

季節的理由から今後の賃銀支拂を停止されてゐる建築業労働者は、不適所就業者ではなく、従つて届出義務もない。

三、「即時に」とは債務不履行のための拘禁を受ける遅滞（即ち故意又は怠慢の遅滞）なく、といふ意味である。

四、労働局は不適所現業労働者の解雇を命じ、専門労働逐行のため彼を他の経営に編入することを指図する権利はない。善意の合意に依り労働場所の交替を行ふべきである。この際、就業の交替や新労働場所の受領を労働者に強要することは差控へるべきである。

五、この問題を決定する際には、當然に、経営主又はその代理人との以前の收議を棄てゐはならない。現在労働者がその予備教育に一致して就業してゐる経営が、急に専門労働者をその予備教育に即時解約申入れの認可を求めることが出来る

六、條令第二の（註四）参照。

國策上並に經濟政策上重要なる建築計畫のための勞働力及び建築材料需要の保證に關する四ヶ年計畫施行第四條例（一九三七年十一月七日附帝國官報一九三七年十一月九日、第二三二号）

國策上並に經濟政策上重要なる建築計畫遂行に要する專門勞働者及び建築材料の需要を保證するため、（註こ）余は次の件を決定する。

一、一切の個人並に官廳高層工事及び地下工事（註ニ）は工事着手前に一九三七年十二月一日以來屆出べし。但し次の工事は除外さる。

イ、五千マルク以下の個人工事

ロ、工事現場にて勞働者（註三）二万五千マルク以下を要する官廳工事

二、屆出は工事着手前三ヶ月以内に、遲くも四週間前に（註四）建築業者（註五）から、官廳工事の場合には工事監督から、工事現場に地域上所屬する勞働局に二通（註六）を差出すべし

三、屆出には建築業勞働者の配置及び使用建築材料の數量及び種類に關する明細書を添へ、次に揭ぐる書式を使用すべし。

ベルリン　一九三七年十一月七日

首相　ゲエーリング
四ヶ年計畫全權

屆出先
労働局

工事計畫に関する屆出

一、建築業者乃至工事監督
氏名　……
電話番號　……

二、市内の敷地
區、管轄官廳　……
州又は行政區　……

三、工事計畫の名称（イ）
……

……

四、工事計畫の目的と緊急性
……
……

五、費用総額（註七）　何マルク
内、現場賃金

六、豫想完成期日
着手日　……
終了日　……

七、現場に働く労働力の平均數（註八）
内　入用なるもの
數　職業種類
……

左官

期　日
何日より何日まで

大工

セメント及び
コンクリート　労働者（3）

金属労働者（4）

建築補助工

其の他の不熟練工

八、大工事や外國労働者の雇入れにはこの種労働者の就職が保證されてゐるか？

(1)　建築計畫は出来るだけ明細に記入すべし。ベルリン、ノインケルン、家屋建築といふだけでなく、ベルリン、ノインケルン、横通り第十三番、住宅（事務所）家屋の建築とする。地下工事の際にも、「新市街、旧村、道路工事」といふだけでなく「新市街と旧村との間に三〇キロから三五キロ　プラス五〇キロの環状道路の新工事」とする。

(2)　前記種類の労働力を必要とする総時間を分類記入すること。

(3)　鉄曲げ工や鉄編み工を含む。

(4)　例へば鉄組立労働者、浚渫工、機関車工又は道具鉄前工。

九、主として使用に供せられる建築材料の数量と費用

	数量	単價	總費用 マルク
イ、煉瓦製品			
煉瓦			
石灰			
椎砂			

ロ、セメント
ハ、石材
ニ、鉄と鋼
棒鉄
萬能鉄
薄板
壓延鋼
其他の鉄
ヰ 蒸汽暖房設置鉄
ホ、材木
一、建築材（角材、窓、戸、階段、末板）
二、室内装飾
ヘ、……

（會社印）

（建築業者又は工事監督の署名）

註

一、本條例は國策上及び經濟政策上重要なる工事計畫の保證に役立つべき幾多の方策を今時に含んでゐる。本條例は之等の工事計畫のために労働配置を規制するのみならず、建築材料及び價値の監視をも目的とする。

二、工事計畫の解釈は当該經濟界の日常用語に從ふものとする。しかしこの場合右の解釈は建築警察の認可義務を要する工事計畫の解釈よりも廣いことを注意すべきである。右後者の解釈を超ゆるものは州法令だけに相互に解釈を異にする帝國法令には及ばない。

三、地上工事の場合には、建物の鍵が出来上るまでに支拂はるべき賃金総額を指す。更にこの賃銀総額中には、建築業者と今一人ならざる企業家が現場で又は建築のために労働者に支拂ふべき賃銀をも加算する。

四、届出郵送上の標準日は期間に加へられる。從って届出は遅くとも工事開始前四週間に当る郵送当日に差し出すべし。工事開始の遅延が必要なる場合にも届出済の期間はそのために変更されず。

五、届出は建築業者自身が之を差出すべし。建築業者は一般に工事を引受けた建築企業家ではない。建築企業家による代理も届出をなす際は許されず。

六、建築業者は二枚の届出書が正確に一致するやう注意すべし。届出書は二枚共署名を要し、會社又は奉仕の印を要する。

七、土地取得税、設計費、工業監督費も総費用に属する。設計費及監督費の計算が免除されるのは、精々次の場合だけである。即ち設計費及び監督費が「建築業の間に普通となってゐる記入表に從ひ工事計畫の費目に記入されず、一般的な事務費又は行政費目に記入される場合」（「失業補助」第三号第二二―二三冊三九九頁收録、ツシ㋺ケ博士の論文を見よ）。材料費、その運搬費及び予備品から支弁され、又は手足の奉仕によつて支払はれる費用も、総費用に加算される。

八、工事予想総期日中の平均を指す。建築企業家がこの工事のために新に雇入れる労働力のみならず、彼の血族労働者から取り出す労働力をも加算すべし。

九、之に関する由告書は一般に費用見積から作成し得る。その他の場合には建築業は建築企業家又は建築技師の手で個別的申告書を作成せしむべし。建築企業家又は建築技師がそのために特別な支拂を請求し且つ受取る場合には、建築業者はこの費用を一九三六年十一月五日附四ケ年計畫施行第二命令第三條に依つて自ら負擔するも彼には損害賠償の請求権は與へられず。

由告書が正しいか否かに対する責任は建築企業家がその申告書を作成した場合でも、すべて建築業者が之を負ふものとする。しかし建築企業家に故意か又は怠慢の行動ある場合にも合じく所罰される。

年長使用人の就業に関する四ケ年施行の第五條令　一九三七年十二月七日、
（帝國官報、一九三七年十一月九日第二七二号）

ドイツ國民の労働力にして無駄なるものが一つもなくなった時にのみ新四ケ年計畫の遂行は遂し得られる。それと共に配置能力ある年長使用人、特に家又を創造的ドイツの隊伍に再び列せしめ得る。彼等の配置は全時に國策上の必要に一致するものである。從って余は次の件を決定する。

一、十名又はそれ以上の使用人（註一）を有する経営及び管轄に於いては、年齢四十歳以上の使用人を適当の程度に使ふべきである。但し彼等が正規の予備教育を発揮し、配置能力ある場合に限る。この規定に云ふ使用人とは、使用人保険法に基き義務保證ある人員（註二）である。配置能力の如何は所属労働局が之を決定する。

二、之等の経営及び管轄が義務を果してゐるかどうかを一目に知らしめるために一九三七年一月十五日までに、次に掲ぐる書式に從ひ、一九三七年一月四日現在の就業使用人を届出づべし。

三、届出の結果に基き、労働仲介及び失業保険の局長、又は局長の委任を受けた当該局の役員は、一経営又は一管轄に年長使用人をどの程度に就職させるか（註三）を決定し得る。この際個々の経営又は管轄の特殊事情を考慮すべきである。年長使用人の相当なる数を就業せしめる責任は正規の予備教育があるにも拘はらず、最早使用人として配置される能力なき年長使用人を、他の経営に使用人職業として就職させる時にも之を果し得るものとなす。

四、各個の場合は、第三項に基く年長使用人の雇入れにより、若き労働力の解雇通知が（註四）必要となる場合は、当該局長又は局長の委任を受けた局役員が経営の事情に依るものへ（註五）として之を認可するときは、右の解雇通告は有效となる。（國民労働秩序法第一章第五条、官廳行政及び経営内の労働秩序法第二二條）

ベルリン、一九三七年十一月六日

首相　ゲーリング

四ケ年計畫全權

届出先　（記入スタンプ。AA）

労働局

［届出は一九三七年一月十五日までに所属労働局に送付すべし］

使用人就業状態に関する届出

一、経営（管轄）の名稱

二、経営場所、何番街　電話番号

三、経営（管轄）(1)種類

四、一九三七年一月四日現在の恒久(2)就業使用人数(3)

	総数	内・第二組 四十歳以上	内・第二組 以下
男工			
女工			
合計			

（會社印）

企業家又ハ管轄区長署名）

(1) 例へば單に機械工場と云ふだけでなく、ミシン工場、車輌製作などとする。

(2) 例へばクリスマスの際の如き一時的な使用人は含まず。

(3) 使用人保険法に基づき保険義務ある使用人のみを通告する。

註

一、本條例は十名又はそれ以上の使用人を使ふあらゆる種類の経営及び管轄に適用される。

二、これに関する詳細なる規定は使用人保険法第一條より第三條までにある。第一條　職業不能者（第三十條）及び老齢者に対しては、遺族のためにも本法の規定に依り使用人は特に次の点を保證される。

一、指導的地位の使用人

二、高級地位の経営事務員、親方、その他の使用人

三、使ひ走り、掃除、その他全様の労働を専業とせざるビヱロー使用人、但しビヱロー徒弟や職場書記を含む。

四、店員手代、その他の商店使用人、企業対象が商業にあらざる場合でも全じ。薬局の手代や徒弟。

五、藝術價値の如何を問はず、俳優や音楽家。

六、教育、衛生、保険職業の使用人。

七、予備教育の如何を問はずドイツ船舶乗組員及内地航行船舶乗組員の中船長、甲板及機関長、事務長、副事務長並に全様の高級地位にある使用人。ドイツの国旗を掲揚し専らは主として航海に使用されるすべての船舶はドイツ船と見做される。その職業のために統制養成を受けつゝある徒弟も、第五、六の一項に該当するる。

総ての人々にとつて保険の前提となるものは、その人が報酬を受けて或る奉仕関係に働いてゐること。彼の年労働報酬が第三條に定められた限度を超へざること、彼が保険義務ある就業に入る際に、年齢六十歳に達してゐないことである。帝國保険條令第四編に従ひ保証されたもの又、本法に従ひ保険義務ある就業に入る場合は年齢限度は適用せず。

帝國労働相は帝國保険局及び帝國保険所の廃取以後、施行規定に依り右第一條に属する職業群を詳細に指定し得る。

第二條　本法に謂ふ報酬に属するものは給料又は賃銀以外に利益配当、物件その他の収入にして、被保険者が単に習慣的にもせよ、給料や賃金又

は之と共に雇主又は第三者から受取るものである。帝國保険條令第百六十條に基いて制定された利率も物件収入價値として通用する。

第三條　第一章第一條に謂ふ年労働報酬額限度は七千二百マルクである。帝國労働相はこの金額を変更し得る。家族の状態を参酌して支拂はれる割當金は年労働報酬額には加算されない。

使用人保険法第一條の最後の章に掲げられた職業群は、一九二四年三月八日の労働相の命令（RGBl、一、二四四、四一〇頁）において、一九二七年二月四日附の命令に依つて改正され一九二七年六月十五日附の命令（RGBl、一、二二頁）に詳しく記されてゐる。職業群目録表は附録にある。

三、徒弟養成義務に関する規定とは反対に該　では現定上の届出受納の年長使用人の仲介（即時のしは現定されてゐない。

労働仲介及失業保険局長又は彼の委任を受けた従員が現行の義務にも拘はらず年長使用人の雇入れを一経営内で行はないことを確定する時に、初めて年長使用人をどれだけ雇入れ、恒久的に就職せしめるかを決定し得る。

この負担はその時は即時に実行されねばならぬ。雇入れる年長使用人の選擇は経営主若くは管理主任に一任せられる。

賃銀問題については殊に次のことを銘記すべきである。

現行料金條例に規定された最小賃銀は新に雇入れる年長使用人にも適用し、而もこの等の年長使用人が最早充分なる能力なき場合にも然りとする。

定料金以下の賃銀の協定は年長使用人の合意に依るか、又は願に依る場合でもこれを許さず無效となし料金差額の改算は時の事情に依るものとす。（一九三五年七月十三日帝國労働裁判所の判決、ヴェンスハイム労働裁判所判例集一九三五年に收錄）

最早充分なる能力なき年長使用人の雇入れに際しては、しかしながら幾多の可能性が現はれる。

（イ）從來二十五歳以下の使用人一名を有する労働場所に雇入れ前三ケ年間に二ケ年以上の失業手当を官庁から貰ってゐた。四十歳以上の專門予備教育ある失業男子使用人を雇入れる場合には、経営又は管理は新に雇入れる右の奉仕減少に対する決済の申出に基づき、当該局の資金から割増金を得る。右の奉仕決済は而しながら次の場合には考慮されず。

官庁行政局へ雇入れる場合

経営の指名請求に基く雇入れの場合

季節的経営及農繁期経営の雇入れの場合

新規に雇入れる四十歳以上の子供なき使用人の能力決済額は月最高五十マルクとする。毎月の労働報酬が百マルク以下なる場合には右の決済額を削減する。規定金額は十六歳以下の新規雇傭児童に対しては五マルク宛を列上げる。能力決済は雇傭当日より六ケ月を経過すると共に、各新規の雇傭者には効算されず。

一九三四年八月二十八日労働力分配に関する條令第十六條（帝國官報一九三四年八月三十日、第二〇二号）に含まれた規定は男子使用人に対しての又適用するが、この点は特に注意を要する。

四十歳以上の男子及女子使用人に対しては次の規定が適用する。

（一）多数の料金條令は年長者使用人の奉仕能力減少に関する各個の合意

に依り料金以下の支拂のあり得ることを認めてゐる。しかしかゝる料金以下の賃銀の支拂は信任評議會で之が協議され、しかも何分の抗議も出なかつた時に、始めて許可される。且企業家は労働管理人に之に関する報告をなすべきである。労働管理人は重ねて再検査をなし得る。

（ハ）第三の可能性は一九三五年十月十五日國民労働條令法の施行に関する第十四條令（RGBl、l、一二四〇頁）から発生する。本條令第二條に従ひ、労働管理人はその地區内にて或文の條令によつて料金條令の一切の規定又は個々の規定の效力を一定の服務員に対して除外する。但し労働管理人は経済上又は社會的の理由から之が緊急を要すると考へる場合に限る。

四、年少使用人に対してのみならず、使用人に非ざるその他の年少服務員に対しても解雇予告をなし得る。この予告效力の範囲の拡大が必要となつたのは、年長使用人が正規の予備教育あるにも拘はらず最早使用人として配置される能力なく、しかも他の経営には職業使用人として使用され得るからである。（本條令第三の三項参照）

五、之等の規定は、経営乃至管理並に年少労働力に対する嚴格な取扱を緩和するに役立つ。之は年少労働力の解雇予告を「経営の事情によるもの」となすことを規定して第一に、事情によつて堪へ得ざる経営又は管轄の使用人過剰を防止する。之は亦第二に解雇予告を認めるか否かを、又労働仲介及び失業保険局長の認可がある前に、國民労働法令中に既に定められた前提如何に依らしめることに依つて不必要なる、又は苛酷を伴ふ年少労働者の解雇予告を避ける。

國民労働條令第一條第五文項に曰く

「使用人又は労働者が令一経営又は令一企業に一ヶ年就業したる後、解雇の通告を受けたるときは、通常尠々共十名の就業員を有する経営であるならば、通告を受けてから二週間以内にこの通告が不当に苛酷であり且つ経営事情に依らざるものとして、通告取消の提訴を労働裁判所に提出し得る。」

官庁及経営に於ける労働條令第二十二項に曰く

「國民労働條令第五十文項「解雇予告防衛」第五條ノ規定は、官庁及び

経営に於ける労働者並に使用人に適宜適用される。しかし乍ら、帝國労働相は所属局長と協議の上、從業員に対し少く共仝様の解雇予告防衛か奉仕又は料金條令によって保証されてゐると考へる場合には、右の規定の適用に関する命令に依って官庁や経営又は経営群を除外する確能を有する。」

金属労働者及び建築労働者の募集又は仲介の廣告禁止に関する四ヶ年計畫施行第六條令（帝國官報一九三六年十一月九日第二六二号）

専門労働者の無統制なる匿名廣告募集が四ヶ年計畫の将はで労働配置を指導せんとする余の方策を乱すのを防ぐために余は次の件を規定する。

一、金属労働者及び建築労働者の募集又は仲介を目的に新聞雑誌やビラその他仝様の書状に廣告を掲げる（註一）ことは之を禁止する。之が例外には労働仲介及び失業保険の局長又は彼の委任を受けた当該局役員の明文を以てせる認可を必要とする。（註二）

二、この規定に謂ふ金属労働者とは製鉄及び金属業の専門労働力としての正規の養成を終へたる労働者、経営事務員（註三）親方、技術家、さらに労働手帳登録に從ひ熟練修業服務員と見做される其の他の人々である。この規定に謂ふ建築労働者とは、労働手帳登録に從ひ熟練修業服務員と見做される人々である。

ベルリン、一九三六年十一月七日

首相　ゲエーリング

四ヶ年計畫全權

註

一、この禁止令は建築業並に製鉄金属業の経営のみならず、新聞雑誌やビラその他全様の書状の廣告に依り金属労働者及び建築労働者を募集仲介せんと欲する凡ての人々に通用する。従って又新聞雑誌その他に対してもこの種の廣告を取ることを禁止する。次の如き廣告も禁止を受ける。即ち募集経営を漠然と充分な目標もなく掲げてはゐるが新聞、雑誌の発行所への申込を勧誘してゐる如き廣告が之である。之も又この條令に謂ふ廣告に該当する。

しかし本條令第二項に謂ふ金属労働者及び建築労働者を募集仲介せんとする廣告のみが禁止される。製鉄金属業及び建築業の経営が本條令第二項に謂ふ金属労働者及び建築労働者以外の労働力、例へば硝子器具工、玻璃吹工又は木型工を廣告に依って募集することは許される。

今じく廣い意味で募集仲介に役立つ所の金属労働者及び建築労働者の申込も一九三六年十二月二十八日附の局長の教書に従って禁止されてゐる。

二、例外の認可権は一九三六年十一月十一日附の労働仲介失業保険局長の教書によって局長自身に留保された。

三、第二條令の註四参照

労働関係の違法解除防止に関する四ヶ年計畫施行第七條令　一九三六年十二月二十二日（帝國官報、一九三六年十二月二十三日、第二九九号）

製鉄及金属業、建築業、煉瓦工業及び農業の四ヶ年計畫施行上重要なる課題に当面し且之等の経済部門に於ける統制労働配置のために、労働者又は従業員は労働関係の合法的解除の後にのみその労働場所を去ることを茲に特に確保すべきである。従って余は次の件を規定する。

製鉄及び金属業（一九三六年十一月七日附四ヶ年計畫施行第二條令第二項、ドイツ帝國官報及びロシヤ官報一九三六年十一月九日第二六二号）建築業、煉瓦工業及農業に於て労働者又は従業員が労働関係の不法なる期限前解除をなした場合には企業家は労働関係の合法的解除によって就業が終る（註二）時点まで労働手帳を抑留する（註一）。

労働関係の期限前解除の成否につき争議が起った時は、労働手帳の即時返還は労働裁判所の仮處分によってこれを定める。

右の規定をこれ以上の経済部門に拡張することはこれを余のために留保する。

ベルリン、一九三六年十二月二十二日

四ヶ年計畫全権
ゲエーリング首相

註

一、一般的には企業家の労働手帳抑留権利は成立しない。茲に初めて國策上の理由からこの権利が許されたのである。

二、従って労働者又は従業員が合法的な又は合意上の予告期限を守って離れる時点までとする。この時点以前には、何人も労働者又は従業員を雇入れることを得ない。けだし労働手帳なくしては雇入れは許されないからである。（一九三五年二月二十六日附、職業條令第一つと條、労働手帳実施法第二條）

農業労働者及職人の日傭人工作場及作業場並に自宅の建築促進命令。

一九三七年三月一〇日（RGBl. 一九二頁以下）

農業に於ける労働者及職人の住宅建築促進のために余は一九三六年十月十八日附四ヶ年計畫施行命令に基づき次の件を規定する（帝國法令集第一冊、八八

第一章　貸付規定

第一條

㈠、ベルリンのプロシヤ・レンテンバンク法第一條、プロシヤ・レンテンバンク（一九三一年八月一日告示收錄のプロシヤ法令集一五四頁）並に農業集團住宅の促進と並んで農業勞働者及職人のために

一、日傭人工作業

二、作業場

三、自宅

の創設建立のために長期貸付を行ふ權能を有す。

㈡、プロシヤ・レンテンバンクの權限は帝國領土に及ぶ。

㈢、プロシヤ・レンテンバンクの規定、一九三一年八月一日附プロシヤ・レンテンバンク法令（プロシヤ法令集一五四頁）並にレンテンバンク貸付に關する其他の國法規定及びプロシヤ規定は本條令から別な解釋が生ぜざる限り適宜に適用せらる。

第二條

㈠、レンテンバンクは第一條に依る貸付支拂までの間、第一條に掲げた目的のために中間クレヂットを提供する權能を有する。

㈡、之に要する資金調達のためレンテンバンクは貸付を起すことが出來る。

第三條

第一條に依る貸付下附は貸付を受ける地面がプロシヤ地代農場立法に謂ふ地代農場の資格を有するか否かに拘はらず貸付下附は建物造營が最初なることを前提とせず。

第四條

㈠、第一條及第二條に依る貸付下附の申込の受領並に農業勞働者工作場建立の助力及び監督及今後の監視の權能を有するものは四ケ年計畫施行官庁、プロシヤでは縣知事、その他の州では最高州官庁、又は帝國勞働相の認可を經て以上の官庁の規定せる役所である。

㈡、第一條による貸付支拂及第二條による中間クレヂットに關する債務證書の許可及び保證並に貸付公定價格の確定は、施行官庁の職務に屬する。

(三) 施行官庁はプロシヤ・レンテンバンクの委任を受けた行為に対して損害賠償をなさず。

第五條

レンテンバンクの利子の徴集は帝國及政官庁が之を行ふ。この徴集のために帝國租稅法の規定を適用す。

第六條

(一) レンテンバンクの利子は貸付を受ける一番地面の負担とする。抵当権、土地抵当負債又は地租が一定の保証額面にある限り、レンテンバンク利子の納入によって生ずる超過負担は問題とならない。

(二) 日傭人工作場又は職人作業場が他の債権者に優りてゐる地面に建てられるときはレンテンバンクの利子は一番土地抵当权と全一視せられる。但し土地抵当権が國家監督下にある公共又は私立信用機関又は保険担当者が保険企業家に入ってゐた。之等の貸主の帝國法又は州法上の規定による土地抵当権の評價資産が規定の保証額内に止まってゐる場合に限る。まだその地所の抵当権者一人の債権者に何番もの抵当に入ってゐるときは、この土地抵当権は本規定に謂ふ土地抵当として通用する。但し抵当評價が規定の保障額内にある場合に限る。土地抵当権がその他の債权者に入ってゐる場合に、この土地抵当権が一九三五年一月一日に定められた課税標準價格の百分の五〇以内にある限り、レンテンバンクの利子は全一の級等を有するものである。

その他の点ではレンテンバンクの利子は他の一切の物件よりも優遇される。

レンテンバンクの利子は等級の記入なしに本條令を参照して納入すべきである。

(三) レンテンバンクの利子は其の他の公共負債よりも優位にある。

(四) レンテンバンクの利子及帝國貸付の土地台帳への登録には相續裁判所その他の官庁の認可を要せず。一九三三年六月一日附農業負債関係整理法第一節第八條、第九十一條及第九十三條の制限（帝國法令集第一冊三三一頁）は、レンテンバンクの利子の登録と予盾せず。

(五) 第一項より第四項までに依りレンテンバンク利子の登録に依る損害を受けたるものは損害賠償の要求をなし得ず。債務者はレンテンバンク利子の登録に基き契約解除又は利子引上及び求償の権利、又は全一内容の権利を発動せ

しめる権利を有せず。

(六) レンテンバンク利子の登録の前提が第一項より第五項までに從ひ具つてゐるか否かの決定は施行官庁の权限とする。

第七條

農業負債整理手續及び東部補助金弁済手續は第一項に依り貸付を受けた地所がその人の経営に属する経営主にとつては、この地面の負債に拘はることなし。レンテンバンク利子は利息支拂可能の限界内では酌量の余地なし。

第二章　自宅の特別規定

第八條

(一) 本條令に從つて建造される自宅は、農業労働者及び職人の借地場所として建てられる。賊産取得には民法の規定を適用する。購買契約の登記並に譲渡の受領及び登記は、施行官庁の所管とする。施行官庁はこのためにその業務範囲内に働く一人の役人に委任する。この役人の登記せる契約及び彼の受領せる商談は、それが公正証書のために定められた形式に於て受領され且つ右の委任と引合はせて本條令に謂ふ農業労働者及び職人の借家の設立要件とし

て記入せられるならば、裁判上の公正証書及び商談と全一視せらる。

(二) 自宅設立のために譲渡された地所は、独立の土地台帳に登録する義務を免れる。（第九條）土地台帳の設置と今時に上書に次の如く記入すべし。

「一九三七年三月十日附の命令に依る農業労働者及び職人の借地場所」（帝國法令集第一四二九二頁）

(三) 地面の一部がまだ官庁文書（土地台帳法第二章第二條）に証明されてゐない場合も登録をなし得る。この場合に、地面の一部の登録のためには地形と面積に関する施行官庁の決定、並に地籍局の法規に從つて作成された臨時書式がその標準となる。之等の書類は土地台帳局へ差出すべし。地面の一部が官庁文書に証明されてゐないならば、土地台帳は必要なる場合には職務上之を訂正すべし。

(四) レンテンバンクに依る最後の貸付（連續クレヂット）は右の登録完了後に初めて之を行ふものとす。

第九條

負債なき自分の土地を作るための無負担書替は、主要地所の物権者の抵当解

除証明を要せず、但し主要地所の内面積一ヘクター以上を書換へざる場合に限る。書換へ面積の価格が一九三五年一月一日に定められた総地所の課税単価の百分の五を超へざる限り今後の書換は債権者の承認なくして許される。

(二) 土地奉仕及び個人的制限奉仕により有資格者の利益がこのために重大なる防害を受けず、又は農業労働者の借地場所設立に対する一般的利害が優勢なる場合には、有資格者の承認なくして無負担の書換を行ひ得る。

(三) 第一項及び第二項による無負担書換の前提が具はつてゐるか否かの決定は施行官庁の確限とする。

(四) 第一項より第三項までに依る無負担書換のために損害を蒙れる者は損害賠償の要求をなし得ず。債権者は無負担書換に基づき契約解除又は利息引上及び決済の権利、或は同一内容の権利を発動せしめる権利を有せず。

(五) 主要地所の持主は、自宅の設立に役立つ割地譲渡の際に得られる手取金を負債決済又は自分の農業経営の改良のために使用すべきである。このために彼は地方農民指導者の承認を要する。その持主が農業負債整理手続中か、又は東部補助金負債弁済手続中の時は手取金の使用については負債整理局又は

東部補助委員会(州役場)がこれを規定する。

第十條

(一) 自宅設立のために必要なる地所の譲渡は国法又は州法に規定された認可を要しないが、しかし一九三三年九月二十九日附の帝国相続法第三十七條(帝国法令集第一部一四六八五頁)及一九三七年十二月二十一日附の相続法命令第一章第三十三條及第二章(帝国法令集第一部一四一〇六九頁)はそのまゝとする。

(二) 書き換へ地所は負債整理手続又は東部補助金負債弁済手続の廃及效力なくなる等の手続から除外される。地所の書換へに際しては負債額の記入は書き換へられた地所には転載しない。

第十一條

(一) 自宅の負債、その譲渡、分割、一部譲渡は施行官庁の認可を得てのみ許される。この認可なくして行はれた譲渡及び負債は法律上無效である。

(二) 持主が借地場所を全部又は部分的に譲渡するか又は非常な経営矢衆を犯すときはドイツ帝国に買上の権利がある。買上の権利が存するか否かは、法律上の方法を除いて施行官庁がこれを決定する。買上権の行使に際して買上げ価

格として高々支拂はるべき金額は自宅建造の際に地所にかけた金額を基礎とし、萬一の建物及び改良の現存價格を加算したものである。地下が下るならば金額を引下ぐべきである。しかし買上げ權の行使に際しては動くことも物的担保權を有する借家場所の負債から生ずる金額を支拂ふべきである。

(三) 個人的負債のためには雜作と並んで自宅への強制執行は施行官庁の認可を以てのみ許される。

(四) プロシヤ・レンテンバンク法第三十條の場合以外は自宅が施行官庁の認可なしに賃貸され、又は其の他の第三者に讓渡される場合は、プロシヤ、レンテンバンクは即時資金償却を要求し得る。

第十二條

「農業労働者及び職人の借地場所」としての資格は、レンテンバンクの利子又は帝國貸付が地所の負担となつてゐる限り、これを抹消し得ず、その他の場合には、施行官庁の認可を以てのみ抹消が許される。

第三章　附則

第十三條

本命令によつて必要とされる土地台帳登録は、施行官庁の気附に於て行はれる。

第十四條

本命令に定められた場合に農業労働者住宅（自己借地場所、作業場、自宅）の建造のために必要なる法律進行及び証書は、帝國、州及び自治体（自治体團体）の次の税金を免除される。

一、証書税
二、賣上税
三、割増金を含む土地取得税
四、地價増加税
五、自治体（自治体團体）の雜作税（営業税）

(二) 農業労働者住宅の建造のために生ずる手数料及裁判費用は引上げず。

(三) 第四條に掲げた施行官庁又はプロシヤ・レンテンバンクは申出によつて、農業労働者及び職人のための日傭人借地場所、仕事場及び自宅の建造のために法律進行又は証書が必要なることを証明すべきである。この証明は徴收所管

官庁に依る再檢査を要しない。但し特別なる場合に於て租稅法や手數料規定又は裁判費用規定の意義と目的につき免除に関する疑念が生するときはこの限りにあらず。

第十五條

施行規定は本命令の補充に関する限り大藏大臣の承認を得た帝國労働相、食糧帝國相、農業帝國相、其の他の関係帝國相が之を発布する。

第十六條

本命令は公布当日より效力を生ず。

ベルリン、一九三七年三月十日

四ケ年計畫全權

首相　ゲエーリング

遠洋漁業船舶のための労働力雇入に関する條令廃止令　一九三七年六月五日（帝國官報、一九三七年六月二十二日第一四〇号）

一九三四年八月十日附労働力配分に関する命令（帝國法令集第一册、七八六頁）に基づき余は帝國労働相、帝國経済相及食糧農業帝國相の承認を得て、次の件を命令する。

附

一九三五年六月十五日附遠洋漁業船舶のための労働力雇入に関する條令（ドイツ帝國官報、一九三五年六月十八日第一三九号）は即時效力を失う。

ベルリン

一九三七年六月十五日　ベルリンドクトル・ジルツプ。

労働仲介及失業保険局長

E 四ヶ年計画と関聯する農業生産

法令未發表）